

第1回

松浦地域合併協議会会議録



日 時：平成16年9月30日(木) 14時

場 所：松浦市文化会館 小ホール

第1回松浦地域合併協議会

開会年月日 及び時間	平成16年9月30日(木)			開会時刻	午後 2時00分	
				閉会時刻	午後 5時13分	
会議の場所	松浦市文化会館 小ホール					
出席した 委員 30名中 28名出席	会長	吉山 康幸	副会長	松永 茂治	委員	志水 勝輔
	委員	宮本 正則	委員	福村 邦廣	委員	椎山 賢治
	委員	寺澤 優國	委員	友田 吉泰	委員	志水 正司
	委員	岡本 哲夫	委員	松本 國茂	委員	田島 忠志
	委員	村田 末廣	委員	金内 武久	委員	武尾 嘉明
	委員	池水 英比古	委員	田中 まゆみ	委員	日高 雅之
	委員	太田 末男	委員	山口 芳正	委員	永田 俊子
	委員	前田 次男	委員	井筒 清治	委員	廣瀬 茂好
	委員	村田 茂實	委員	森 眞一	委員	吉井 重忠
欠席した委員 2名欠席	委員	大畑 安盛	委員	村上 公幸		
出席した監査委員	監査委員	青木 和郎				
規約第10条第4 項の規定により出 席した者の職名 6名出席	幹事長	友廣 郁洋	副幹事長	坂井 秀敏	副幹事長	金井田 豊秀
	幹事	山崎 薫	幹事	末永 悦二	幹事	小田 鉄三郎
職務のため 会議に出席した 者の職名	事務局長	大久保 整	事務局次長	丸形 啓二	事務局職員	瀬戸 守
	事務局職員	鴨川 聡	事務局職員	出口 義之	事務局職員	宮本 一樹
	事務局職員	嘉松 正仁				
協議事項	別紙のとおり					
会議の内容	別紙のとおり					

第 1 回松浦地域合併協議会会議次第

日 時：平成16年9月30日（木） 14：00～
場 所：松浦市文化会館 小ホール

1. 開 会

2. 委嘱状交付

3. 会 長 挨 拶

4. 来 賓 祝 辞 ・ 紹 介

5. 委 員 ・ 幹 事 ・ 事 務 局 職 員 自 己 紹 介

6. 議 事

報告事項

- * 報告第1号 合併協議会規約の報告について
- * 報告第2号 合併協議会幹事会等諸規程の報告について

議決事項

- * 議案第1号 監査委員の同意について
- * 議案第2号 合併協議会会議運営規程の制定について
- * 議案第3号 合併協議会小委員会規程の制定について
- * 議案第4号 合併協議会会議傍聴規程の制定について
- * 議案第5号 平成16年度合併協議会会計予算について

協議事項

- * 協議第1号 今後の協議会の進め方について
(合併協定項目(例)及び協議会の日程等について)
- * 協議第2号(協定項目1号) 合併の方式に関する事
- * 協議第3号(協定項目3号) 新市の名称に関する事
- * 協議第4号(協定項目4号) 新市の事務所の位置に関する事
- * 協議第5号(協定項目7号) 新市建設計画作成に関する事(その1)

7. その他

8. 閉 会

午後 2 時 開会

大久保事務局長

お待たせいたしました。ただいまから第 1 回松浦地域合併協議会を開催いたします。

次第では、まず委嘱状の交付でございますけれども、この委嘱状の交付に先立ちまして、このたび御就任いただきました協議会委員の皆様のお名前を読み上げます。委員の皆様には資料の中に名簿をお配りいたしておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。

松浦市長・吉山康幸様、福島町長・志水勝輔様、鷹島町長・宮本正則様。

松浦市議会議長・福村邦廣様、福島町議会議長・松永茂治様、鷹島町議会議長・椎山賢治様。

松浦市議会議員の寺澤優國様、松瀬輝治様、友田吉泰様、福島町議会議員の志水正司様、岡本哲夫様、松本國茂様、鷹島町議会議員の田島忠志様、村田末廣様、金内武久様。

それから、学識経験者として各市町から御推薦いただいております、まず松浦市の武尾嘉明様、池水英比古様、田中まゆみ様、日高雅之様、福島町の太田末男様、山口芳正様、永田俊子様、前田次男様、鷹島町の井筒清治様、廣瀬茂好様、村田茂實様、森眞一様。

それから、1市2町の首長の協議によりまして、広域枠の学識経験者としてお願いいたしておる方がおられます。親和銀行松浦支店長の吉井重忠様、それから松浦市社会福祉協議会常務理事の大畑安盛様、それから長崎県北振興局長の村上公幸様。

以上の30名の方でございます。

なお、協議会の会長、副会長につきましては、協議会規約第 6 条により 1 市 2 町の長が協議して選任すると規定されておりました、協議会の設立に伴い、議長同席の首長会議におきまして会長に吉山康幸松浦市長が、そして副会長に松永茂治福島町議会議長が選任されましたので、御報告をいたします。

それでは、委嘱状の交付を行います。

本日は代表受理ということをお願いいたしたいと思っております。このたびの協議会委員を代表されまして、松浦市の田中まゆみ様をお願いいたしたいと思っております。どうぞすみませんが、正面の方においでいただきますよう、よろしくお願いいたします。

〔委嘱状交付〕

大久保事務局長

それでは、ここで本協議会会長の吉山会長がごあいさつを申し上げます。

吉山会長

失礼いたします。皆様こんにちは。松浦地域合併協議会の会長を務めることになりました松浦市長の吉山でございます。第1回松浦地域合併協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方には、本日、第1回の協議会を開催いたしましたところ、大変御多忙の中、お繰り合わせの御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

また、御来賓の県北振興局立花次長様におかれましては、公務極めて御多忙の中に御臨席を賜り、心から厚くお礼を申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、21世紀を迎えました地方分権の時代、その到来に対応して、少子・高齢社会の進展と厳しさを増す財政状況の中で、自らの行政能力を高め、行財政基盤の強化と効率化を図るために北松浦地域におきましては、地域の将来を考えるべく、平成14年8月に北松浦1市4町、10月には1市5町合併協議会を設置し、合併に向けて協議を行ってまいりましたが、御承知のとおり、残念な結果になってしまいました。

本年4月以降は松浦市、福島町、鷹島町の1市2町において合併協議の開始に向けた協議調整を進めてまいりましたが、各市町の議会の御理解を賜り、去る9月10日にそろって合併協議会を設置する議案が議決され、9月15日に松浦地域合併協議会を設立いたしましたところあります。

これもひとえに本日御臨席の皆様を初め、多くの1市2町の関係の方々がこの地域の未来を思い御尽力をいただきましたたまものと存じております。

これから本格的な協議に入るわけですが、松浦市と福島町、鷹島町は、伊万里湾を共通の土壌とする地理的環境にあり、新市建設計画の実施期間の10力年は福岡市とのアクセスとなる西九州自動車道の開通を控え、新たな地域振興策を展開するための環境整備をいかに進めていくかという期間となり、この地域の発展を左右する大変重要な時期になると考えられます。

それぞれ固有の歴史と個性を持つ三つの自治体が新しく一つの自治体として発足するためには、複雑で困難な問題も出てくるとは思いますが、豊穡の海、多彩な資源、それから恵まれた自然環境、それぞれの地域の特性を最大限に生かしながら、この地域に住む住民にとって夢と希望に満ちた明るく住みよい地域のまちづくりができますように、皆様とともに英知を結集してまいりたいと存じます。

今後、協議会の委員の皆様には、合併特例法の期限が迫る中で大変お忙しいところ集中してお時間をいただき、この松浦地域の飛躍を目指し地域の将来のあり方についてさまざまな視点から御協議をお願いすることになります。お互いに力を合わせ有意義な議論を交わしてまいりたいと考えております。

また、住民の皆様に対しましても、あらゆる手段により多くの情報を提供してまいるとともに、幅広い御意見をいただきながら、開かれた協議会運営を進めてまいりたいと考えております。

結びになりましたが、委員の皆様方のますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、私の第1回協議会の開催に当たってのごあいさつとさせていただきます。本当に本日はありがとうございます。よろしく願いをいたします。

大久保事務局長

続きまして、本日御臨席賜りました御来賓の方より御祝辞をちょうだいいたしたいと存じます。

長崎県知事の代理として県北振興局の立花次長様に御出席をいただいておりますので、よろしく願いいたします。

立花次長

今日は知事に御案内いただいておりますけれども、御案内のとおり本会議中でございます。知事のお祝いの言葉をお預かりしてきておりますので、皆様方のお許しをいただきまして、代読をさせていただきます。

松浦市、福島町、鷹島町の1市2町におかれましては、去る10日の各市町議会で合併協議会設置の議案が可決され、本日、第1回目の協議会が開催される運びとなりましたことを心からお喜び申し上げます。

当地域におきましては、昨年11月に1市5町で合併調印直前まで進みながら、その後、協議が難航し、残念ながら本年3月に協議会の解散となりました。それだけに1市2町が再び結集し、合併に向け新たな第一歩を踏み出すことになられたことは、大変意義深いことだと存じます。

県内では、3月には対馬市と壱岐市が、8月には五島市と新上五島町が誕生いたしました。来年の1月には長崎地域1市6町で長崎市が、3月には諫早地域1市5町で新諫早市が発足することが確定しております。また、佐世保市、吉井町、世知原町と西彼北部地域5町の各

地域においても現在開会中の県議会に合併議案が上程されており、県内各地域の合併も確実に進んでおります。まさに長崎県の新しい地域の時代の始まりであり、1市2町におかれましても、分権時代にふさわしい行財政基盤のしっかりした自治体を目指していただきたいと存じます。

当地域は、日本一を競う旬あじ、旬さばやトラフグ、クルマエビの養殖、松浦火力発電所、LPG基地などのエネルギー関連施設、さらには松浦党、元寇にちなむ史跡も多く、これらの地域資源を生かしていけば、新しいまちづくりの可能性は大きく広がるものと考えております。

合併特例法の国の支援措置を活用するためには、来年3月までに県に合併申請をしなければなりません。残された期間はごくわずかでございます。新しいまちづくりの最後の機会として、ぜひ協議をまとめていただきたいとお願いいたしております。

終わりに、本日御臨席の皆様の御健勝、御活躍をお祈り申し上げまして、お祝いの言葉といたします。

平成16年9月30日、長崎県知事金子原二郎、代読でございます。

本日は、どうもおめでとうございます。(拍手)

大久保事務局長

立花次長様、ありがとうございました。

それでは、御来賓の紹介ということになっておりますけれども、本日はこの地域の県議会議員さんを4名御招待いたしておりましたが、先ほどもありましたように県議会開会中でございます。今日は公務により失礼をさせていただきますということで御連絡が参っております。

それでは、本日は委員の皆様の初顔合わせということになります。そういうところで、議事に入ります前に委員の皆様方に自己紹介をお願いいたしたいと思っております。

それでは、松永副会長様の方からお願いいたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

松永副会長

福島町議会の松永でございます。負の地域の代表として、誠におこがましい副会長だろうと思われれます。ただ、会長さんが、都市の中核となる松浦市としての強いリーダーシップを持って臨むと、高らかに市民の方々へ宣言していらっしゃいます。これどういうふうに我々

は対応していけばいいのかなと、少し困惑をしておるところであります。できるだけやわらかにお願いしたいということを念じて、ごあいさつといたします。

松永でございます。

志水勝輔委員

福島町の志水勝輔でございます。この松浦地域が一体となるように今後話し合いを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

宮本委員

鷹島町の宮本でございます。今日は第1回の1市2町の合併協議会でございますので、余りこういうことは申し上げたくなかったんですけども、どうも腑に落ちない部分が少しありますので、特にこれは松浦の議会の皆さん方にお尋ねをしたい。そして、考え方をお聞きしたいところがあるんですね。

これは市長の考え方もしれませんけれども、文言の書き方で相手に与える影響というのは非常に大きいわけですね。今、松永議長は、負の地域からという話をされましたけど、これは9月15日に松浦市長名義で「市民の皆様へ」という文書が回っております。その中に1から3まであるわけですけども、その中の2の4のところですね。これちょっと読んでみますと、「1市2町の合併では、現状の財政状況からすれば、負のイメージは免れない」。「負のイメージは免れない」と、こういう文言を書いてもらうと、何か市民や町民が不安になるんですね。こういう書き方をしてもらってはちょっと私は、これから1市2町がしっかり手をつないで、負どころかプラスになっていくように努力をしようじゃないかというときに、最初からこういう文言を市民に出してもらっちゃ、ちょっと市長さん困りますな。いささか僕はこれにはもう頭にきますよ。

そうじゃなくて、もういっちょあいさつの中にもありましたけれども、これはちょっと書きかえてありますから申し上げませんけれども、田平は何ですか、蹴って出て行っているんじゃないですか。それをあくまでも期待します、期待しますって、何事ですか、これは。そんなら、何で脱退させるんですか。最初からしっかりとめておけばよかったんですよ。今ごろこういうことを言うてもらっちゃ、ちょっと困ります。そして、いかにももう福島、鷹島はつけ足しだよと、どうでもいいんだよと言わんばかりの考え方じゃないかなと。それちょっとお聞きしたいんです。そうじゃないんだよって、一緒にやるんだよということであればそれでよろしい。でも、田平は視野に入れておりますということであれば、ちょっといささ

か疑問があるんですね。田平を入れる前に1市2町でスタートして、そして1市2町ががちりいった後に田平がどうしても入りたければ、そこから生まれればいいんですよ。最初から1市2町の中に田平を入れるからおかしくなる。席を立て、蹴って出ていっているんです。それをなぜ手を差し伸べにゃいかんのか。

そりゃ地理的に、財政的に、人口的に有利なんですよということは私もようわかっています。福島、鷹島よりも田平としたいんですよという気持ちもよくわかります。でも、それを蹴って出ていったんじゃないですか。このことによって平戸も生月も大島も迷惑千万ですね。せっかく平戸地区で一生懸命合併協議会の話し合いをしているわけでしょう。こういう文言を書けば路頭に迷いますよ。ああ、やっぱり田平はあっちに行くのかなあというような話になりますので、その辺はしっかりかかっていたきたい。その辺の考え方をお聞きして、私は自己紹介を終わらせていただきたいと思います。

吉山会長

今は、自己紹介ですから次の方お願いいたします。

福村委員

松浦市議会議長の福村でございます。私は基本的には今、法定合併協議会1市2町で進めておりますから、何が何でもこれをなし遂げにゃいかん。これは心に誓っております。しかしながら、松浦の市民の中にはもっとまた違う枠組みも考えられるんじゃないかということは正直な気持ちでございます。やはりそこに市民の、私どもはこうして1市2町ということで取り組んでまいりますけれども、市民の中には、いや、またベターな枠組みもあるんじゃないかというそういった迷いはあるんじゃないかと、私はそのように思います。しかしながら、一番市民の皆様の気持ちは、やはり田平というと、かなり地域的なばらつきがありますけれども、強い希望もあるということもここで申し添えておきますが、今の時点で進めるべきは1市2町ですから、これをぜひ成し遂げて、途中から田平の状況が変わってこっちに入るといふことになれば、それは門は開けておかにゃいかんと、そのようなスタンスでもってこれからの話し合いに私も参加させていただきたいというふうに思います。

以上、福村です。

椎山委員

鷹島町の議長の椎山です。この前、首長さん、議長さん、1市2町で知事にごあいさつに行った中で、知事からもくれぐれも1市2町乱れぬように頑張ってくれというようなお話が

あったと思います。先ほど町長が申しますように、松浦の市長さんがお知らせということで市民に出しておらずですね。これは確かに失礼だと思います。やはり私たちはそれなりに一生懸命やっております。住民からいろいろ町民1人当たり鷹島町が200万円の借金があるのなんのしてありましたけど、あれはそうではありません。過疎債、辺地債といってあれは国から交付税としてちゃんと返ってきますので、1人当たりの借金は53万円ぐらいじゃなかったかなと思っております。そういったことで、間違っただけのお知らせをしてもらっては大変困ります。

それと、先ほど町長も言いますように、田平町に声をかけるのはいかなものかなと思っております。やはり10月10日以降だったか住民投票がありますので、その前にこういうふうなチラシを出してもらおうと住民の人が非常に迷います。自主的な判断ができなくなりますので、こういうことのないように、そしてまた今回は1市2町で皆さん方の英知を集結されまして、1市2町の合併がまとまりますようお願いを申し上げます、簡単ではございますが、ごあいさつにかえさせていただきます。

寺澤委員

松浦の寺澤でございます。大変前回の協議会にもお世話になりました、私も今回はひとつぜひと辞退をさせていただきたいということで申し上げておりましたけれども、相も変わらずまた協議会の委員ということで出ることになりました。よろしくをお願い申し上げます。

松瀬委員

松浦市議会から選出されました松瀬でございます。ともあれ今回の合併を何が何でもやり遂げなければならないというような思いを持っております。皆様方の御協力と御支援と、そしてまたいろんな面で忌憚のない話し合いをさせていただきまして進めさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

友田委員

失礼します。皆さんこんにちは。松浦市議会選出の友田と申します。よろしく願いいたします。私も1市5町の合併協議に参加をさせていただいておりました。その中でいろんな意見を言い、そして最終的にはうまくいきませんでした、今回はお互いに腹を割っている意見を言って、将来この地域が日本の中でどういう役割を示していくか、そのくらいの気持ちで幅広い議論をしていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

志水正司委員

皆さんこんにちは、福島町議会からの選出の委員として来ております志水でございます。今回、1市2町の協議会が新たにスタートいたしまして、何が何でも前回のことを考えますと大変でございますし、皆様方とともに住民の立場に立ちましてこの合併をぜひ実現をしていきたいと、かように考えておるものでございます。よろしくお願いいたします。

岡本委員

福島町議会の岡本でございます。1市5町の合併協議会の委員に引き続き、またこのたびもお世話になります。本当に前回の協議会は44項目すべて協議確認が終わったということで解散と。本当に残念で残念でたまりませんでしたけれども、このたびは互いに虚心坦懐に意見を申し述べて、ぜひとも1市2町の合併ができますように心から強く希望しまして、皆さん方の坦懐なる御意見を出し合って、ぜひとも成功させていただきますようお願いしたいと思っております。

松本委員

福島の松本です。よろしくお願いいたします。

田島委員

鷹島の田島でございます。前回の1市5町のときからのお世話になっております。今回の合併は大変また難しい話になるのかなあと、これは幕開け早々からそういう予感がいたします。やはり現在の状況も大事でしょうけれども、私は将来、子の代、孫の代に向かってのやはり合併ということ視野に入れて進めた方がいいのじゃないかなあと、このように思っております。よろしくお願いいたします。

村田末廣委員

鷹島町議会選出の村田でございます。この1市2町の合併が一日も早く実現することを願って、なおまたこの湾内1市2町がますます発展することをお願いしたいと思っております。

金内委員

鷹島町議会選出の金内でございます。今回、私は初めてでございますが、1市5町の合併協議会のような調印前にアンケートをとるような会じゃなくて、十分お互いに話し合っていくことができれば幸いだなと思っております。よろしくお願いいたします。

武尾委員

失礼します。松浦市の武尾です。こうした席に初めて参加して、いささか緊張しております。いい話し合いができるように願っています。よろしくお願いいたします。

池水委員

松浦の池水と申します。本業は、市内で建築設計事務所をやっております。今回の合併協議会のこの委員に参加に当たりまして、率直な意見で忌憚のない意見を皆さんから伺いながら、また私も意見を出させていいただいて、納得のいくような形で合併が進めばいいなと思っております。よろしく申し上げます。

田中委員

こんにちは。初めまして、松浦市の田中まゆみと申します。職業は学童保育の指導員をしております。これから子育て支援という形で私の意見がどんどん言えるようになっていきたいと思います。昔のことは置いて、前向きに建設的に立ち上げていけたらいいなあと思っております。よろしく申し上げます。

日高委員

失礼します。松浦市の日高と申します。知識もまだまだ、経験も皆様方に比べましてまだまだ不十分だとは思いますが、松浦市に住んでいてよかったというような、将来そう言えるような合併ができればいいと望んでおります。よろしく申し上げます。

太田委員

福島町の太田でございます。1市5町の合併協議会のときからお世話になっておりますが、私たちなかなか勉強不足な点がありますが、このたびは1市2町で合併協議会ということでございますので、ひとつ私たちの意見も聞き入れてもらいながら御協力できればと思っております。よろしく申し上げます。

山口委員

福島町の山口芳正でございます。前回もお世話になったわけですが、今回もまたやれということで指名を受けまして、何もできませんかもしれませんが、精いっぱい住民の立場として意見を言わせていただければと思います。また、新しいすばらしい市が誕生することを願って参加させていただきます。お世話になります。

永田委員

初めまして、福島町婦人会長の永田俊子と申します。こういった大切な合併協議会の中に私が委員としてお返事を引き受けたんですけれども、今日大変恐縮いたしております。引き受けた理由は、私たち福島町は住みよい明るい町づくりということで、私たち婦人会は福祉の町づくり、それから環境の町づくりということで今一生懸命に燃えて320名の会員が頑張

っておりますけれども、まず福祉の町づくりの中では今やっていることが、もし合併したらやっていることがもう消えるんじゃないか、全く消えなくても、やっている人に合わせるんじゃないかと、やっていない方に福島町が合わせていくんじゃないかという声を聞きましたので、そういうことであってはいけないと思ったので、今回、委員にならせていただきました。そして、やはり町の中には婦人会活動というのは非常に貴重だと思いますので、1市2町になった場合でも婦人会を盛り上げながら、いろんなことを考えながらお互いに市、町と、住みよいまちづくりに励んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

前田委員

皆様こんにちは。福島町から来ました前田次男でございます。私は今回初めてでございますが、自分なり、また皆様と一緒に頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

井筒委員

皆様こんにちは。鷹島町の井筒でございます。私も今回初めて委員に推薦されまして、本当に全く思いもかけずこういったことになったのでございますけれども、こういった行政、そういった問題は私は大体不得手でございまして、どうしていいか実際わからないのでございますけれども、まずは1市2町の合併と、そういった問題に対して皆さん方の御意見をまずはしっかりと聞きして、それから前に進んでいきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

廣瀬委員

こんにちは。鷹島町の廣瀬でございます。私も初めての参加でございます。大変初めてで務まりますか緊張しておりますけれども、多くの町民の皆さん方の声を聞きながら一生懸命務めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

村田茂實委員

どうも皆さんこんにちは。鷹島町の村田でございます。私も皆さんと同様で初めて鷹島から委員に選ばれたわけでございますけれども、合併の問題につきましては私どもどっちかという蚊帳の外の感じで、ああ、どがかなりよるっじゃろかなというような感覚しか持っておりませんでした。今回こうやって委員になったわけですので、合併がどうなっているかということを我々の仲間に教えてやれるような、そういう会議の中身を習得していきたいと

思っております。初めてで何もわかりませんが、一生懸命頑張りますので、よろしく
お願いいたします。

森委員

こんにちは。森眞一でございます。先ほどから皆さん方の御紹介を聞いておりました。す
ばらしい御紹介ですが、私は先ほど何名かの方がおっしゃったように、これは先を見なけ
りゃ、後ばかり振り返っておったら大変なことになると思います。また、前回のような同
じような立場を踏まないように、皆さん方が納得してここには選ばれて確かに来ておられ
ると思います。自信を持って、やはり自分がこうしたことを思っておりますということを出
して物で言って、そしてそれを受けとめるだけの自信を持ってやっていただきたい。そう
しなけりゃ、さっき言いますように、何回でも言いますが、ほんと後ろ向きにするとまた大
変なことになります。間違いなくなると思います。どうぞどうぞ皆さん方の御奮闘を願いま
す。私もよろしく願いをいたします。

吉井委員

親和銀行の吉井でございます。よろしく願いいたします。この1市2町を今、前から思
っていたんですけれども、水産資源とか観光資源は非常に私ずっと地域回っていたんですけ
れども、すばらしいものがあると思います。それで、今、森委員がおっしゃったように、前
向きな形で1市2町が合併すれば、1プラス2が3ではなくて4でも5でもなるようなすば
らしい市になると思いますので、そういうために微力を尽くしたいと思います。皆様よろし
くお願いいたします。

大久保事務局長

本日は大畑委員さんと、それから村上委員さんが御都合により欠席でございます。

それでは、ちょっと御提起もあったわけでございますけれども、ちょうど今、次第の5番
で自己紹介をしておりますので、一応これを全部済ませていただきたいと思っております。

そして、本日はいつも御助言をいただいております長崎県の方からも御出席をいただい
ておりますので、御紹介をいたしたいと思っております。こちらの方から御紹介させていた
だきます。

地域振興部の合併新市町支援室の田口係長様でございます。それから、県北振興局管理部
総務企画課企画振興班の馬場係長様です。それから、同じく松尾主査です。どうぞよろしく
お願いいたします。

それでは、続きまして幹事会の自己紹介をお願いいたしたいと思います。それでは、よろしくをお願いいたします。

友廣幹事長

幹事長を仰せつかりました松浦市助役の友廣です。この地域の未来は合併なくしてあり得ないと、そういう信念のもとに今後協議会へお諮りする事務調整を図っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

金井田副幹事長

どうも皆さんこんにちは。鷹島町助役の金井田でございます。今回は副幹事長ということで担当いたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

坂井副幹事長

副幹事長を仰せつかっております坂井でございます。福島町の助役でございますが、どうか委員皆さん方の御協力をよろしくお願い申し上げます。

山崎・松浦市総務課長

松浦市の総務課長の山崎でございます。よろしくお願いいたします。

小田・鷹島町総務課長

皆さんこんにちは。鷹島町の総務課長の小田でございます。よろしくお願いいたします。

末永・福島町総務課長

皆様こんにちは。福島町の総務課長の末永悦二と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

大久保事務局長

ありがとうございました。

それから、幹事会には、この6人の方にあと県北振興局の斎藤管理部長を加えたメンバーで構成をいたしているところでございます。本日は御都合により御欠席でございます。

それから、事務局の方の自己紹介をさせていただきたいと思っております。

私、事務局長を務めさせていただきます松浦市の大久保と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

丸形事務局次長

同じく事務局次長を仰せつかりました松浦市の丸形です。よろしくお願いいたします。

嘉松事務局職員

事務局の松浦市の嘉松です。よろしくお願いいたします。

瀬戸事務局職員

福島町からですが、瀬戸です。よろしくお願いいたします。

鴨川事務局職員

福島町の鴨川です。よろしくお願いいたします。

出口事務局職員

同じく事務局の出口です。鷹島町の派遣でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

宮本事務局職員

鷹島町の宮本です。よろしくお願いいたします。

大久保事務局長

以上の7名でこの協議会の事務をとり行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

一応今、次第の5番まで行ったところでございますが、先ほど鷹島町長さんの方から会長に対しましてコメントを求められておりましたというようなことがございますので、一応このことにつきまして会長の方からお願いいたしたいと思っております。

吉山会長

まず、改めて自己紹介をさせていただきたいと思っております。自己紹介の延長ということでコメントを申し上げたいと思っております。松浦市長の吉山でございます。今回、会長ということで就任をさせていただきました。

まず申し上げたいのは、この1市2町の合併、この地域にとって欠かすことのできない重要な課題としてとらえながら、この目標なることを強く願ってこの協議会の運営を進めてまいりたいと思っております。

そこで、それぞれ委員の皆様方、自己紹介の中で若干の御意見もあったわけでございます。私なりの松浦市としての立場も踏まえてコメントをしておきたいと思っております。

まず、松浦市の基本的な考え方、それは今申し上げましたように、この地域の将来を考えるとときに合併は必ずや必要なんだと、そのことが一つでございます。そして、それについてどんなことがあっても松浦、鷹島、福島、この合併は調えなくてはならない、それが二つであります。三つ、合併を進めていくについて、この地域をよりよいものにしていこうとするならば、その可能性があるとするならば、1プラス2にさらに一つ加わることも可能性とし

て私どもは捨てるわけにはいかない、これが松浦市の考え方であります。したがって、改めて申し上げますが、1市2町この合併は必ずやなし遂げるという意気込みの中で行動をしまいたします。

一方、田平町は、確かにこの1市5町の合併協議会から離脱をいたしました。そこには感情も残ります。しかしながら、この地域がよりよいものとなるためにそのことが必要であるとするならば、私はその感情を乗り越えなくてはならない、そういう思いの中で田平町の住民皆さん方の動きがあるとするならば、その芽は残してしかるべきだという思いの中で行動をしまいたしました。

改めてもう一度、再三申し上げますが、1市2町このことの合併は必ずなし遂げるというのが第一義であるということは改めて申し上げておきたいと思ひます。そのことをなしていく上において、合併を必ずなし遂げていこうとするならば、私は住民皆様方の思いというものゝを当然のことながら受けとめながら、そしてその理解を仰ぐべく行動をしていく責務があります。そのことのために、実はそれぞれの意見があります。そのことを踏まえ、現状認識はこの状況です。しかしながら、その現状からどういう行動をとり、あるいはどういう協議を調べ、具体的に行動していけばその現状の打破ができるのかという視点の中で、住民皆様方にこの協議会での議論を通じて理解をしてもらつその材料を提供していこう、そのスタートとしてこの文書等々については対応させていただきました。

当然のことながら、1市2町合併をしようとするならば人口規模としても、地域のエリアとしても松浦市がやっぱり中心とならざるを得ない、中核となって行動していかななくてはならない、その思いを実はペーパーとして出させていただきました。松浦市が強いリーダーシップを持ちながら、この地域を明日に向かってよりよい地域にしていくためにどのような対応をしていけばいいのか、それは1市2町すべての住民皆様との協働行動がなければ生まれてこない、その一念に立って私は行動させていただきました。

確かに誤解を招く部分、これは率直に私ども受けとめなくてはならないと思ひております。そういったことを協議会の場で率直にお互いに出し合いながら協議を進めてまいりたい。そうしていけば必ずや前を向いた未来のこの地域をつくり出す原動力は生まれてくるものと、そういう思いに立って動かさせていただいておるとことを改めて申し上げます。改めて皆様方に誤解を招いたと、そのことについては率直にお詫びの気持ちをおつなぎしながら、私のコメントとしてお伝えさせていただきます。

宮本委員

今の市長の強い決意はよくわかりました。そのようにやっていただければ、私どもは不安はないわけです。どうぞ最後まで貫いていただきたい。

ただ、一つですね、あなたが9月15日に「市民の皆様へ」と出されておる中の3番目、「来年1月をめどに合併についての協議、44項目をまとめ、2月の一月を利用して各地での住民懇談を実施し、新市のまちづくり」云々とありますね。これは懇談というよりも報告でしょう。これが一番決定するわけですから、市民がノーと言ったら、またノーなんですか。そのところをはっきりしていただきたい。

吉山会長

そこに書いておりますのは、2月の月を利用しながら住民との懇談、意見交換を交わします。ただ、それですべてが片づくということではありません。住民懇談それだけということではございません。こういった協議会の後、あるいは事前、そういった状況の中で必要な段階で、これはこれから先の協議で問題になるぞ、あるいはこのことは松浦市にとって課題として多く残るぞと、そういった事象については実は、例えば10月の末であれ、11月の末であれ、住民皆様方との意見交換会をさせていただきます。そして、そういった状況の中で意見交換をし、理解を仰いだ上で次のステップを踏む、そのことを重ねた結果として集大成が新市建設計画の素案ができ上がりましたら、そのことを受けて最終的な意見交換をして最終的な理解を仰ぐという、そういう考え方に立って2月の一月を設けさせていただいております。そして、そのことをもって最終的には議会にきちっと相談をさせていただく、そのように考えているところでございます。

なお、これは松浦市のスタンスとして、そういう対応をさせていただこうと思います。

宮本委員

いや、それは松浦市だけの話でしょうけれどもね。1市2町のこの委員が集まって決定しますね。そのことを踏まえて市民の皆さん方に御報告しますね。説明をします。これがノーだと言ったときにどうしますかと言っているんですよ。市民がノーと言ったときにどうしますか。

吉山会長

そうならないようにステップを踏んで……

宮本委員

ならないようにじゃくて、なしていかんわけですな。

吉山会長

……協議を調べていくわけです。

宮本委員

この委員が決定的にですよ。

吉山会長

なさないようにやっていくんです。

宮本委員

いや、そうしてもらわんと困る。とにかくあいまいなことを言ってもらっちゃ困る。

吉山会長

そういうことです。

宮本委員

しませんと言ってくださいよ。やりますと言ってくださいよ。この委員会の決定どおりやりますと。

吉山会長

それは、先ほどから私申し上げております。1市2町の合併を必ずなし遂げなくてはならないと、そのことの前提として私は申し上げておるわけでございます。

大久保事務局長

それでは、ここで休憩に入ります。3時から議事を始めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

午後2時50分 休憩

午後3時 再開

大久保事務局長

それでは、再開いたします。

早速第1回の合併協議会の議事に入らせていただきます。

失礼いたしまして、座らせていただきます。

なお、議長につきましては、合併協議会の規約第10条第2項の規定に基づきまして、会長が務めることとなっておりますので、吉山会長の方によりよろしくお願いいたしますと思います。

吉山会長

それでは、規約によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

会議次第に従いまして、まず報告事項の報告第1号 合併協議会規約の報告について及び報告第2号 合併協議会幹事会等諸規程の報告について、事務局より説明をいたさせます。お願いいたします。

大久保事務局長

それでは、報告第1号 合併協議会規約並びに報告第2号の合併協議会幹事会等諸規程について御報告をいたします。

まず初めに、合併協議会規約について御報告をいたします。

議案の2ページをお開きいただきたいと思います。

平成16年9月10日、松浦市、福島町及び鷹島町の各議会において、松浦地域合併協議会設置議案が議決されました。これにより、松浦地域合併協議会が設置され、規約が別紙のとおり定められたので、報告します。

それでは、3ページの規約をご覧いただきたいと思います。

第1条でございますが、これは協議会の設置についての規定でございます。地方自治法、それから市町村の合併の特例に関する法律、これに基づき設置するものでございます。

第2条は、本協議会の名称を定めております。

第3条は、協議会の任務でございます。

第4条は、協議会の事務所の位置を松浦市内に置くこととしております。

第5条は、協議会の組織でございます。

第6条は、会長及び副会長について。

そして第7条は、協議会委員について定めております。

次のページでございますけれども、第8条は会長及び副会長の職務について、そして第9条は会議についてでございます。

第10条は、会議の運営について、それから、第11条は小委員会の設置についての規定でありまして、この会議の議決によりまして設置することができるとしております。

第12条は、幹事会の規定でございますけれども、これは協議会に提案する必要な事項について協議又は調整し、協議会の円滑な運営を図るために置くものと定めております。

第13条は、専門部会でございますけれども、これは規約第3条の任務に掲げる事項について専門的に協議又は調整するために置くことといたしております。

それから、第14条は事務局でございます。

それから、第15条が事務局の職員ということで定めております。

第16条は協議会の会計について、そして第17条は監査について、そして第18条は財務に関する事項について、それから、第19条は協議会委員の報酬及び費用弁償についてでございます。

そして第20条は、協議会解散の場合の措置を定めております。

第21条は、委任ということで定めております。

附則で、この規約は、告示の日から施行することといたしておりますけれども、平成16年の9月15日の協議会設置の日から施行いたしておるところでございます。

続きまして、報告第2号でございますけれども、合併協議会幹事会等諸規程の報告について御説明をいたします。

6ページをお開きいただきたいと思います。

報告第2号 合併協議会幹事会等諸規程の報告について。

松浦地域合併協議会規約第12条第2項、第13条第2項、第14条第2項及び第18条の規定に基づき、別紙のとおり幹事会規程、専門部会規程、事務局規程、財務規程を定めたので報告します。

まず、7ページの幹事会規程をご覧いただきたいと思います。

この規程は、第1条に定められておりますように、協議会の円滑な運営を図るため、規約の第12条第2項の規定に基づき設置いたしました幹事会の組織、運営、その他この幹事会について必要な事項を定めたものでございます。

次は、9ページをお願いいたします。

これは専門部会規程でございます。

この規程は、協議会で御協議いただく事項について、幹事長の指示を受け、専門的に協議又は調整するために、規約の第13条第2項の規定に基づきまして設置するものでございます。その専門部会に関して必要な事項を定めたものでございます。

第3条に組織について規定をいたしております、次の10ページに別表ということで議会部会から教育部会まで計20部会を設置いたしております。前回の協議会では10部会でしたが、今回は細分化して短期間で円滑な事務調整を図るようにはいたしております。

次に、11ページをご覧いただきたいと思います。

事務局規程でございます。

この規程は、規約第14条第2項の規定に基づき設置された事務局に関し必要な事項について定めたものでございます。

次は、14ページをお願いいたしたいと思います。

この規程は、財務規程でございます。

規約第18条の規定に基づきまして、協議会の予算と財務に関し必要な事項について定めたものでございます。

第8条をご覧になっていただきたいわけでございますけれども、一応協議会の委員さんの報酬といたしまして月額4,900円ということを規定いたしております。これは1市2町の各種委員の報酬の中で、松浦市の額が一番低額でございます、その4,900円に準じたところでございます。

以上、御説明いたしました四つの規程は、それぞれの附則に定めておりますように、平成16年9月15日の協議会設立の日から施行をいたしております。

以上で報告第1号並びに報告第2号の報告を終わります。よろしく願いをいたします。

吉山会長

ただいま報告第1号、協議会規約、それから、報告第2号、合併協議会の諸規程について報告がございました。

これより質問を受けたいと思います。

なお、御質問なされる委員さんは挙手をしていただきますと、事務局の方からマイクを持参させます。先ほど自己紹介いただいておりますが、議事録の都合がございますので、市町名とともに、お名前をおっしゃってから御発言をお願いいたしたいと思います。これからの協議のステージは必ずそういうルールとさせていただこうと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、何か御質問ございませんか。はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口でございます。ちょっと松浦の関係の方にお尋ねしたいわけですが、この報告については何ら異議はないわけですが、これから審議に入る前に、私はどうしても聞きたいということがありますので、確かめてから素直に会に入りたいと私は思っておりますので、よろしく願いいたします。

3月に合併協が解散しまして、9月になりました。半年がたちました。その中で、それぞれの議会で一生懸命論議されて今日に至ったことについては、私は本当に皆さん方の努力に感謝するところでございます。

その中で、松浦市の市議会の中でずっとこの法定協、合併協議会に持ってくるまでの中でいろんな発言がありました。新聞の中にも皆さん御存じのとおりあったと思います。福島、鷹島の住民としては非常に納得しがたい、本当に合併に対して危険な一言があったわけですよ、私としてはですね。その中で、これから協議に入ります項目にありますけれども、松浦市の名称とか、在任特例か、ああいうふうな問題について、こうしなければ合併協議会はしないよというふうな文言だったか私はわかりませんが、大体そういう趣旨の議会の中で協議がなされたという新聞等で見たわけです。その中で本当にそういう中で、約束事の中でこの会に入られたものか、それだけお聞きしたいと思います。

そして、すっきりした気持ちで私も意見を述べさせていただきますので、よろしゅうお願いいたします。できれば議長さんお願いいたします。

福村委員

松浦市議会の福村でございます。新聞報道はあのように伝えられましたが、先般、1市2町の議員懇談会の折に、そういった疑問が出されまして質問があったわけでございますが、その場で私ははっきりお答えしましたが、そういった意見をですね、新聞に掲載されたような意見もあったと。これは松浦市議会全体の意思ではないと。ある議員からそういった意見があったということで、皆さん方には御理解いただいたものと私は思っておりました。そのような実情でございます。これは議会の意思じゃありません。議員の中からそういった意見が出たということです。それが新聞に掲載されたという訳でございます。

山口委員

ありがとうございます。それでは、議会の雰囲気としては全体としてはこの協議会で一から論議するというところで解釈していいわけですね。

福村委員

はい、そのようにとらえていただいて結構でございます。

山口委員

ありがとうございます。

池水委員

松浦の池水です。今のお話はちょっと僕らには何の話なのかよくわからないんですが、もう少しここで審議すべき問題であれば、もう少し詳しく話をしていただけませんか。全く話が見えてませんけれども。

福村委員

松浦市の福村ですが、これは新市の名称は松浦市でなければならない、そして議員の特例は使わないと、設置選挙でいく、このことを両町に文書でもってそういったことを確認させるというような意見でございました。一部からそういった意見が出たというまででございます。これを議会で取り上げてね、証文までとろうかと、そこまでの意見は出ておりません。したがって、一議員の発言だというふうに理解していただいて結構だと思います。

吉山会長

池水委員、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、山口委員よろしいですか。（「はい、よかです」と呼ぶ者あり）

それじゃ、すっきりとひとつよろしくお願いいたします。

この報告第1号、それから第2号についての御質問等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃ、よろしいですね。

それでは、これは9月の15日をもって実は施行しておるところでございます。各種の議論、事務調整、こういったことはこの諸規約並びに諸規程に従って対応させていただくということをお確認いただきました。

それでは、次に議決事項に移りまして、議案第1号 監査委員の同意についてを議題といたします。

本案は、本協議会の監査委員に福島町代表監査委員の井手宏美氏、鷹島町代表監査委員の青木和郎氏に委嘱をしたいので、規約の第17条第2項の規定に基づきまして協議会の同意を求めます。

ただいま申し上げました福島町代表監査委員の井手宏美さん、鷹島町代表監査委員の青木和郎さんについて、御同意いただけるかどうかをお諮りいたします。よろしいですね。

それでは、確認の意味で御同意いただけるということで拍手をお願いしたいと思います。

（拍手）

はい、ありがとうございました。ただいまの拍手でもって、本協議会の監査委員は、井手宏美さん、そして青木和郎さんに委嘱することに決定いたします。

それでは、ただいま御同意をいただきました監査委員の方を御紹介いたします。

本日は、福島町の井手宏美監査委員さんは公務で御出張中でございます。御欠席です。

鷹島町の青木監査委員さんにおいでをいただきました。一言ごあいさつをいただきたいと存じます。

青木監査委員

鷹島町の監査委員を務めております青木和郎と申します。甚だ未熟者でございますので、今後よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。

以上です。(拍手)

吉山会長

これからお二方には御苦勞をおかけいたしますけれども、よろしく願いをいたします。

それでは、次に、議案第2号 合併協議会会議運営規程の制定についてを議題といたします。

事務局より説明をいたさせます。

大久保事務局長

それでは、17ページをお開きいただきたいと思います。

議案第2号 合併協議会会議運営規程の制定について、御説明をいたします。

松浦地域合併協議会規約第10条第3項の規定により、会議運営規程を別紙のとおり定めることについて、協議会の同意を求めます。

18ページをお願いいたします。

規程の内容を御説明いたしたいと思いますが、第1条は、この規程の根拠を示しております。会議の運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、会議の基本方針といたしまして、原則公開を謳っております。

第3条は、議長等の責務について規定いたしております。

第4条は、会議の計画的な開催について、そしてまた第5条は、会議の開会、閉会等について、それから、必要に応じて関係者の出席を求めることができる旨の規定を定めております。

第6条でありますけれども、会議の議事は、出席委員の大方の賛同をもって進行するとい

たしております。この「大方の賛同」の表現につきましては、この会の協議は基本的に多数決をもって決定して事を進める事項でなく、十分な協議の上で、できる限り全会一致を基本にですね、合意に基づき進めるような意味から、このような表現をいたしておるところでございます。

それから、第7条でございますが、会議の傍聴についての規定を謳っております。

第8条では、会議録の調製について、それから、第9条では会議録等の公開について謳っております。

第10条では、会議中の規律について定めております。

第11条は補則でございます。

そして、この規程は本日御議決いただきまして、そして本日から施行いたしたいと思っておるところでございます。

よろしく願いをいたします。

吉山会長

ただいま議案第2号について説明が終わりました。

これより質疑を行いたいと思います。御質問ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

異議なしという声でございます。

それでは、異議なしの発言が多かったというとらえ方をして、第2号議案の合併協議会会議運営規程については、原案のとおり決定することといたします。

なお、事務局から説明があったように、この規程は本日から施行するというにいたしておりますので、御了解をお願いいたします。

次に、議案第3号 合併協議会小委員会規程の制定についてを議題といたします。

事務局より説明いたします。

大久保事務局長

それでは、20ページをお願いいたします。

議案第3号 合併協議会小委員会規程の制定について御説明いたします。

松浦地域合併協議会規約第11条第2項の規定により、小委員会規程を別紙のとおり定めることについて、協議会の同意を求めます。

21ページをお願いいたします。

小委員会規程でございますけれども、第1条は、この規程の根拠を示しておりまして、小委員会の組織運営その他必要な事項を定めることといたしております。

第2条は所掌事務で、小委員会は、協議会から付託された案件について、調査、審議等を行うことを定めております。

第3条では、小委員会の設置が必要なときに、会長が委員のうちから小委員会の委員を指名することを定めております。

第4条は、小委員会の組織についての規定でありまして、委員長及び副委員長につきましては、委員の互選により選ばれることを定めております。

第5条は、会議についての規定でございます。会議は、委員長が招集し、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができないといたしております。

第6条は、小委員会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる規定でございます。

第7条は、委員長は、小委員会における審議の経過や結果について、随時、協議会の会議に報告することを規定いたしております。

第8条は、小委員会の庶務についての規定でありまして、事務局で行うことを定めております。

第9条は補則でございます。

この規程につきましても、本日議決をいただきまして、施行をいたしたいと考えております。

よろしくをお願いいたします。

吉山会長

ただいまの議案第3号について質疑を行いたいと思います。御質問ございませんか。はい、田中委員どうぞ。

田中委員

松浦市の田中です。すみません。小委員会のことについてちょっと説明してください。どういう委員会なのか。先ほどのレジユメの方で専門部会という形の委員会なのでしょうか。もしそれで専門部会であれば、どういう専門部の配置をですね、どういう形で委員さんたちが選んで入っていくのか、それともそちらの方で、事務局の方で選ばれて入っていくのかと

いうのを教えてください。

吉山会長

はい、どうぞ事務局。

大久保事務局長

ただいまの小委員会と、それから専門部会について、かかわり等についての御質問がございました。本日ですね、その他参考資料ということでお配りした資料をちょっと見ていただきたいと思っております、その中の4ページに、この合併協議会の組織図を載せております。本日、皆様に御出席いただいておりますこの会議が合併協議会ということになります。それで、今日の資料の4ページでございます。わかりますでしょうか。本日お配りいたしておりますその他参考資料というものでございます。(発言する者あり) はい、本日お配りしたファイルの中に入っておる資料でございます。第1回松浦地域合併協議会のその他参考資料というものを今日ファイルの中にお配りいたしておりますけれども、その中に組織図を載せております。本日、皆様が御出席いただいておりますのがこの合併協議会です。そして、この協議会はもう先ほど御紹介がございましたとおり、首長さん、議長さん、そして議会選任の議員さんが3名ずつ、そしてそれぞれまた学識経験者の方が4名ということで構成しておるわけでございますけれども、小委員会はずね、この合併協議会の中で、本当は協定される項目についてすべてこの中で議論ができて、そして一つの調整の方向性が見出されれば、特別に小委員会の設定の必要は実はないわけでございます。そういうふうなことで、規程の中では小委員会を設置することができるというふうな規定にいたしております、やはりこの協議会の中で、なかなかやはり長期間かけても結論が見出せないとか、さらにやはり調査、審議して深めて議論したがいいとか、そのような場合に限りまして、ですから、今の時点で何について小委員会を設けるということは決めておりません。これはもう合併協議会の進行によりまして、この協議会の中で話し合いをしてつくっていただくというふうなことになります。

それで、前回は、この小委員会に掲げられました内容といたしましては、一つは、議員さんの定数と任期の問題とか、それから納税関係の問題、それから組織機構の問題、それから、新市の名称につきましては、これはもう当初からそのような会議をつくってということで予定をいたしました。こういうふうな問題を少し小人数の中で深く議論をしようということで小委員会をつくるようにいたしております。

先ほど専門部会のお話がありましたけれども、これは、まず合併協議会に提案する、今回も議題を出しておりますが、これのまず専門的な協議、調整をですね、これはそれぞれの行政レベルのそれぞれの担当で構成されました専門部会で検討をいたします。その検討の後、幹事会という中で最終的にこの協議会に提出する議案のチェック、最終的な協議、調整を行います。ですから、このメンバーは助役、総務課長、こういったメンバーの中での幹事会になります。初めてここまで通ってきて議案が今日この合併協議会に出されるというふうな、そういうふうな形になっております。そういうふうなところで、ちょっと専門部会についてはもう行政の中でも職員が対応するということですね。小委員会はまだ皆様、本日の協議会の委員様の中でももう少し人数を限って対応するというふうな、そういうふうな組織になっております。

よろしゅうございますでしょうか。

吉山会長

ほかに。はい、池水委員どうぞ。

池水委員

その小委員会はですよ、協議会の開催日と同時に行われるんですか。それとも小委員会だけ別日にちで行われるという可能性はあるんでしょうか。

大久保事務局長

前回は別の日にちに行われたのが多うございました。なかなか協議会のときにはですね、結局、小委員会の中間報告とかまとめというふうなこともする必要もございまして、そういうふうな日程的な、時間的な余裕と申しますか、それとか、小委員会の時間というのですね、大体もうこの協議会が多分次回以降は午前10時から午後5時まで、そういうふうな時間帯になってきますので、小委員会をする時間が多分出てきませんですね。そういうふうな状況にございます。

吉山会長

はい、お名前をルールに従ってお願いします。

池水委員

すみません。松浦の池水です。先ほど確認事項の中で、委員の報酬額が日当 4,900円というふうに提示されていましたが、この小委員会も当然そういう扱いになるというふうに考えてよろしいんですか。

大久保事務局長

はい、そのとおりでございます。

吉山会長

そのほかございませんか。

それでは、この議案第3号 合併協議会小委員会の規程の制定について、質問も落ちついたようでございますので、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは御理解をいただいたということで、議案第3号 合併協議会小委員会規程の制定については、原案のとおり決定することといたします。

なお、この規程も本日から施行することといたします。

次に、議案第4号 合併協議会会議傍聴規程の制定についてを議題といたします。

事務局長より説明いたさせます。

大久保事務局長

それでは、22ページをお願いいたします。

議案第4号 合併協議会会議傍聴規程の制定について。

松浦地域合併協議会会議運営規程第7条第2項の規定により、会議傍聴規程を別紙のとおり定めることについて、協議会の同意を求めます。

次の23ページをお願いいたします。

規程の第1条でございますが、この規程の趣旨を示しており、会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものといたしております。

第2条では、傍聴人の定員を原則50人といたしております。ただし、議長は会場の都合により増員、減員することができるとなっております。

第3条は、傍聴する場合の手續についての規定であります。

第4条は、傍聴券での傍聴についての規定を定めております。

第5条は、傍聴席に入ることができない者について定めております。

第6条は、傍聴人の遵守すべき事項について定めております。

第7条は、傍聴人の禁止事項についての定めでございます。

第8条は、傍聴人が係員の指示に従う旨の規定を定めております。

第9条は、傍聴人の退場についての規定でございます。

第10条ですが、この規程に違反する者に対して退場させる旨の規定を定めております。

それから、第11条は補則でございます。

この規程につきましても、本日議決をいただきまして、本日からの施行といたしたいというふうに考えておるところでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

吉山会長

ただいま議案第4号として傍聴規程の説明がございました。

基本的には原則公開ということにこの協議会いたしております。当然傍聴者がおられるわけでございます。ただ、協議会の秩序を保つという、そういったことのためにはやっぱり規程にのっとった対処をすべきだということで、この規程を設けようとするものでございます。このことにつきましては、本日から施行するという説明があったところでございます。

これより質疑に入りたいと思いますが、御質問ございませんか。はい、田中委員どうぞ。

田中委員

二つあるんですけど、傍聴席に入ることができない者の7番なんですけど、「下駄、木製サンダルの類を履いている者」ということなんですけど、これはどういう意味合いでそういうふうに書かれたのでしょうか。多分げたとか木製は音が出るので、それがうるさいかという意味かなと私はとらえました。どういう意味で書かれたのでしょうか。やっぱりげたとか木製は履きたい人も聞きに来たいと思いますので、そこら辺の判断をお願いします。

それと、2番目、次の「児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。」というふうに書かれておりますけど、主婦の子育て最中のお母さんたちも聞きたいと思われる方がもしかしてあるかもしれません。そういうときの場合にですね、託児という子供を預かってから聞いてくださいという配慮はないのでしょうか。よろしくお願いいたします。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

大久保事務局長

まず、げた、木製サンダルの類ということでございます。

やはり神聖なるこの協議会の場というふうなこともございますし、先ほどの音の関係もありまして、やはりどうしてもこの会議の進行に当たりまして支障が十分に考えられるという

ところで、こういうふうな1項を設けておるところでございます。

それから、児童及び乳幼児、子育て中のお母様あたりがこの傍聴席に入ることができないのではということでございますけれども、このことにつきましては、一応ただし書きの中で、特に議長の許可を得た場合はというふうなことを設けておまして、そういう方につきましては事前にお申し出をいただきまして、こちらの方で検討させていただきたいというふうなことを思っておるところでございます。

田中委員

わかりました。げた、木製サンダルの件は音の配慮だということで納得いたします。

子育ての方の児童及び乳幼児の件は、これから将来的に大事なことでするので、主婦でもこちらの方の会議に出席できるとか、そういう将来的な見通しをしたいので、そういう質問をしました。ありがとうございました。

吉山会長

そのほかございませんか。はい、森委員どうぞ。

森委員

すみません。第1点だけお伺いしますが、これは小委員会にも適用ですかね。

吉山会長

事務局どうぞ。

大久保事務局長

傍聴規程でございますけれども、小委員会につきましても、当然公開で行うときには適用されます。

ただ、すべて小委員会が公開かと申しましたら、それはやはり内容等によりまして、委員長さん等の協議を事前に行いまして、でないとちょっと、現段階ですべてが公開になるかどうかというのはちょっとはっきりできないところでございます。

森委員

確かにそうだろうと思います。であれば、この中に、規程の中にある程度の文言を載せな
きゃできないんじゃないですか。それがどういう形のときにということはなかなか載せにくい点はあるかと思いますが、やはりこれは重要なけんけんがくがくとの間の中に入って小委員会でしょう。そうなると、ちょっとこう言えば秘密会みたいな形にもなるかと思
います。その点をちょっとお伺いだけして、終わります。

吉山会長

どうですか、事務局。

大久保事務局長

確かに小委員会が開催されるということになりますと、それだけの経過を協議会の中で踏んだということになります。踏んでからのことになると思いますので、この点につきましては、後ほどまた幹事会の中でも検討いたしたいと思っておりますけれども、小委員会の決定がすべて協議会の決定というわけでもございませんし、また、小委員会の議論の後にはまたこの全体の中で皆さんの意見を交えて、最終的に調整されるというふうなことにもなってまいります。そういうふうなこともございますので、ちょっとその点につきましては、後ほどこちらの検討事項ということにさせていただきたいと思っております。

吉山会長

よろしいですね。

そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、御質問もこれ以上ないようでございます。

議案第4号 合併協議会会議傍聴規程の制定について、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

ありがとうございました。議案第4号につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

なお、この規程は、本日から施行をさせていただきます。

次に、議案第5号 平成16年度松浦地域合併協議会会計予算についてを議題といたします。事務局より説明いたさせます。

大久保事務局長

それでは、26ページをお開きいただきたいと思います。

議案第5号 平成16年度合併協議会会計予算について。

松浦地域合併協議会財務規程第3条第1項の規定により、平成16年度松浦地域合併協議会

会計予算を、別紙のとおり定めることについて、協議会の同意を求めます。

それでは、次、28ページをお願いいたしたいと思います。

28ページ、まず第1条でございますけれども、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,401千円と定めるといたしております。これは本年度におきましては、この9月から平成17年3月までの7カ月間の予算でございます。新市建設計画の作成や協定項目の協議、調整を経て、合併の調印、議会の議決を終わりました。そして県知事さんに廃置分合申請するまでの必要経費でございます。

第2条では、歳出予算の流用について定めておるところでございます。

それでは、歳入歳出の中身につきましては、30ページからの事項別明細書により御説明をいたしたいと思います。

まず、歳入でございますけれども、1款・負担金、1項・負担金、1目・負担金、1節・合併協議会負担金でございます。これは1市2町の負担金といたしまして、均等に1団体当たり6,800千円の3団体分の20,400千円を計上いたしております。

それから、2款・県支出金、1項・県補助金、1目・県補助金、1節・合併協議会補助金でございますが、これは県から交付される1団体当たり2,000千円、3団体でございますので、6,000千円を計上いたしております。

それから、3款・諸収入、1項・雑入、1目・雑入、1節・雑入、これは預金利子で存目のみ1千円計上いたしております。

歳入総額といたしましては26,401千円となっております。

それから、次は31ページの歳出でございますけれども、1款・事業費、1項・会議費、1目・会議費につきましては、これは協議会の開催等に係る経費として、まず1節の報酬は協議会の委員さんの報酬、それから、監査委員さんの報酬を計上いたしております。

それから、9節の旅費では、同じく協議会でのこの費用弁償を計上いたしております。

それから、11節の需用費でございますけれども、これはこの協議会の中で準備いたしますお茶、それから、次回以降は午前中からの開催となりますので、お弁当を委員さんの分をすべて準備いたすようにいたしております。そういうふうなところでございます。

それから、13節の委託料は、これは会議録を作成するための委託料でございます。それから、あと14節の使用料及び賃借料ですけれども、この協議会の会場の借上料、それから、車等の借上料等でございます。

それから、2項の事業推進費、1目の事業推進費でございますけれども、ここでは、この協議会としてのいろんな事業を推進していくための予算を計上いたしております。報酬や旅費につきましては、管内の1市2町での建設計画等までの作成を終えた後での住民の説明会、また調印式等の委員さんの出席に伴います報酬、旅費でございます。

それから、11節の需用費でございますけれども、ここで一番大きな印刷製本費でございますけれども、合併協議会だよりを前回の協議会におきましても月に1回ずつ発行いたしております。そういうふうなところで、今回も毎月1回ずつこの協議会の情報を管内住民の全世帯にお伝えするために、合併協議会だよりを発行いたしたいというふうに考えております。

それから、12節の役務費は、ホームページを開設するようにいたしております。近々準備ができると思っております。そのインターネットの回線料でございます。

それから、13節に委託料を計上いたしております。この中では、新市建設計画の策定というのがまずこの合併協議会の一番大きい仕事になりますけれども、そのためにですね、やはり民間業者のノウハウ、そういうふうなものをを用いながら作成をいたしたいというふうなことを考えておきまして、5,000千円計上いたしております。それから、新市の例規集等の策定が必要になってまいります。その予算でございます。それから、電算システムの統一、そしてまたいろんな情報の伝達等につきましては基本設計等の業務委託料をここで上げております。

それから、14節の使用料及び賃借料でございますけれども、会場の借り上げ、それから、車等の借り上げでございます。

32ページは、まず2款の事務局費、1項・事務局費、1目・事務局費といたしまして10,041千円を計上いたしております。ここは、事務局の維持管理に必要な経費ということで計上いたしております。職員の手当、それから旅費等、そして臨時、もしくはパートの職員を1名置きたいというふうなところでございます。それから、あとそれ以外も需用費、役務費、使用料、主に使用料等につきましては、いろんな事務機器の借り上げというのが主なものになっております。その他備品購入費、負担金補助及び交付金等が事務局の必要経費というふうなことになります。

それから、3款の予備費には137千円を計上いたしております。歳出の総額は26,401千円というふうなことでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

吉山会長

ただいま議案第5号 平成16年度松浦地域合併協議会会計予算について説明があったところ
です。総額26,401千円ということでした。

これより質疑に入りたいと思います。質問ある方。はい、村田委員どうぞ。

村田末廣委員

鷹島町の村田でございます。30ページの歳入でございますけれども、1款1項1目・負担
金、1節の合併協議会負担金で20,400千円計上されておりますけれども、先ほど説明があり
ましたように、1市2町均等割ということで説明されておりますが、前回の1市5町の場合
も均等割であったものかどうか。

と同時に、この算出方法については、やはり1市2町の場合、松浦市の方が財政規模、人
口、こういったものがウエートを占めておるわけですが、そこら付近の考え方とこの
算出についての根拠について伺いたいと思います。

次に、歳出でございますが、31ページの1・事業費、1項・会議費、この中に報酬として
1,931千円計上されております。説明の欄に監査委員報酬として20千円計上されてありま
すが、監査につきましては例月、定期、あるいは決算監査とあるわけですが、この合併
協議会の監査委員は何回、どのようにされるのか、余りに額が小さいようですからお尋ねし
ておるわけです。よろしく申し上げます。

それから、もう1点ですが、32ページ、2款1項1目・事務局費の中で9・旅費に
2,483千円計上されております。説明の中で先進地視察として1,280千円計上されてありま
すけれども、これはこういったところに研修なされ、何名ぐらい行かれるものか、その点につ
いて伺いたします。

以上です。

吉山会長

ただいま村田委員から3点にわたる質問がありました。事務局より説明願います。

大久保事務局長

それでは、最初の質問の歳入での合併協議会の負担金のことについてでございますけれ
ども、これについての均等割でございますが、これは1市5町の合併協議会におきましても1
市5町同じ額で負担をしていただいたところでございます。このときもですね、お互い対等
合併という中で協議を進めようというふうな中での負担を均等にするというふうな話し合い

でございました。

それから、歳出の中で言われましたけれども、まず、会議費の中の報酬での監査委員さんの報酬でございますけれども、監査委員さんの監査につきましては、もう決算監査のみお願いをいたすようにいたしております。そういうふうなことから金額が少額になっております。

それから、32ページで旅費のこと、事務局費の中の旅費について御質問がございました。この先進地視察というものを上げておりますけれども、これは実は前回一市五町合併協議会で調印のところまでは行き着けたわけでございます。実はこの後の調印議決後、実際に合併をするまでのいろんな諸準備が実はあるわけでございまして、まだその辺の部分がまだ事務局としても十分に勉強がまだ得てないところでございます。そのようなところから、議決後のいろんな事務につきまして先進地の視察をするというふうなことで、一応これにつきましては、今事務局員が7名おるわけでございますけれども、2回程度先進地を視察できるようなところで、この1,280千円というふうなことは組んでおるところでございます。

吉山会長

よろしゅうございますか。はい。

そのほか御質問ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

ありませんという声ですが、質疑打ち切ってよろしゅうございますか。

それでは、質疑を打ち切ります。

議案第5号 平成16年度松浦地域合併協議会会計予算につきましてお諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに御異議ありませんね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

御異議なしでございます。そのことを認めまして、議案第5号 平成16年度松浦地域合併協議会会計予算については、原案のとおり決定いたしました。

議案につきましては以上で終わりますが、次に、協議事項に入ります。

それでは、もう休憩をとらずにいきますので。

協議第1号 今後の協議会の進め方について協議をお願いいたします。

合併協定項目及び合併協議会の日程について、事務局長より説明いたさせます。

大久保事務局長

それでは、協議第1号 今後の協議会の進め方について御説明をいたします。

33ページでございます。

まず、一つ目の合併協定項目について。

合併協定項目（案）は、別紙のとおりとします。

それから、二つ目に合併協議会の日程について。

合併協議会は、原則月2回開催しますというものでございます。

まず、一つ目の合併協定項目について、ちょっと御説明をいたしたいと思います。

この合併協定項目でございますけれども、1市2町が合併いたしますとした場合の条件や方針をこの協議会で協議するために、その項目をまず決めようというものでございます。前回の協議会で先進の事例を参考にいたしまして、これはもうかつて決めた項目でもございまして、前回の協議の中でも支障がなかったことと、それから、このたびの協議会において混乱を生じさせないためにですね、今回も前回と同様の45協定項目でどうだろうかというふうなことを考えております。

これについては36ページから37ページに協定項目（案）ということで掲げております。

簡単に御説明いたしますけれども、まず、基本的協定項目というものを上げております。

これについては合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置、事務機構及び組織の取扱い、それから、財産及び債務の取扱いに関する事、この6項目がございまして、これはどの合併においても必ず検討をしておかないといけないというふうなところになります。

それから、次に合併特例法に規定されている協定項目といたしまして、新市の建設計画の作成に関する事、それから、議会議員の定数及び任期に関する事など6項目がございまして。

それから、3番目にはその他協定項目ということで、特別職の職員の身分の取扱いに関する事から、そして次のページ、その他事務事業の取扱いに関する事まで、ここまで33項目を掲げております。

なお、ここに掲げました協定項目の例の解説ということで、38ページから43ページにかけて解説を載せておりますので、これは後ほど御参照いただきたいというふうに思っております。

それから、今日ファイルの中にお配りしました資料をちょっとご覧いただきたいと思っておりますけれども、この資料の6ページでございます。この資料の6ページに合併協定項目の協議、調整の基本的な考え方についてというものを載せております。これも中身は前回と同様ですが、基本方針としては、協定項目については次の五つの視点を踏まえ、総合的に勘案しながら、協議、調整を図っていくものとしております。一つは、住民サービスの維持向上、それから二つ目には住民負担の公平性、それから三つ目には速やかな一体性の確保、四つ目には安定的な財政運営、五つ目には地方分権、行財政改革の観点での事務事業の見直しに努めるという、この五つの視点によりまして総合的に勘案して調整を行っていきますので、よろしく願いをいたします。

次の7ページは調整した内容の表現の方法を例としてお示しいたしておりますので、参考にさせていただきたいと思っております。

それで、この合併協定項目、今45項目をお示したわけでございますけれども、これは協議を始める前に了解を得ておく必要がございますので、この本日の協議会におきまして協議確認をお願いいたしたいと思っております。

それから、また33ページに戻っていただきたいと思います。

2項目めの合併協議会の日程についてというのがございました。ここで原則月2回というふうなことを出してありますが、これは合併特例法の現行の合併特例法の適用を受けるためには来年3月までに合併の調印、そして議会の議決、県知事への申請を終えなければなりません、最終的にその住民説明会や新市建設計画の知事への事前協議等の時期を考えますと、1月までに大方の協議、調整を終える必要がございます。そういたしますと、どうしてもやっぱり来月以降は月2回の予定で進まないと思えられないと考えたところでございます。そのようなところから、その都度もう日程調整をいたしましても、もうそれはちょっと不可能に近いと考えまして、実は34ページでございますけれども、ここに協議会開催のスケジュール予定表というのを載せております。このようにあらかじめ日程を予定させていただいておりますので、このことにつきましては御理解と御協力をお願いいたしたいと思っております。

なお、開会の時間は次からは午前10時の予定といたしております。委員の皆さんの昼食は、予算のときも御説明いたしましたけれども、弁当を準備いたしてすることといたしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

また、開催場所につきましてでございますが、本協議会は原則公開ということで申しましたので、多くの住民の方に傍聴の機会を提供していく意味から、1市2町持ち回りで行いたいと考えております。ただ、人口比や交通の便を考慮いたしまして、松浦、福島、松浦、鷹島と2町交互にお世話になろうということといたしたところでございます。

なお、その次の35ページには協定項目ごとの協議スケジュール(案)を載せております。先ほど申しましたとおり、1月ぐらいいまでは大方の協議を終えたいと考えております。また、合併協議においてはそれぞれの団体で協議、検討の期間が必要なこともありまして、原則として提案の日には確認をせず、これは原則でございますけれども、次回以降協議して合意に至るといふようなスケジュールを作成しております。ただ、協議が調わない場合は継続協議にされることも考えられますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

なお、協議会の議案でございますけれども、これにつきましては、開催の数日前には委員の皆様のお手元へ届くようにいたしたいというふうに考えております。

ちょっと長くなりましたが、以上をもちまして合併協定項目と協議会の日程につきましての今後の協議会の進め方の説明を終わります。よろしくお願いいいたします。

吉山会長

ただいま協議第1号として、今後の協議会の進め方について説明がございました。二つございました。一つは、合併協定項目についてということでございました。それから、合併協議会の日程についてということで二つ目の提案があり、そして説明があったところでございます。

この説明を受けて、これより質疑に入りたいと思います。

そこで、まず合併協定項目45項目ほど上げられておりますが、このことについて質問、御意見がございましたらどうぞ。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

これは前回も同様の45項目を定めて協議をした経過がございます。今回もそのように取り扱うということにさせていただきます。

それでは、次にスケジュールの問題でございます。

スケジュールの問題で、来年の3月いっぱいまでに県知事に申請を出す必要がございますということから、詰めたスケジュール、月2回を原則的に開催をしていこう。その際、午前

10時からということ、それから、開催場所については松浦、福島、松浦、鷹島、これを繰り返してやっていこうという、そういうことですが、こういうことでいかがですか。特に異論はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、この合併協議会のスケジュールについても、ただ今のように月2回のペースで松浦、福島、松浦、鷹島、その繰り返しの流れで協議を進めていくということにさせていただきます。

なお、加えて35ページについても説明があったところです。原則として提案をし、提案をされたものは次回に協議、調整、確認をしていく。当然継続もあり得るということでございます。そういう流れで今後進めていくということも確認いただきたいと思います。はい、どうぞ。

松永委員

この際に一つ提案をしておきたいと思います。松永です。

各日程の中にですね、少なくとも1日ぐらいは、福島、鷹島と本当に隣町ですけれども、松浦の方は福島、鷹島は御存じの方というのはあんまりないと思うんです。我々も松浦のことについてはあんまり知りません。半日ぐらいはね、特に公共施設、その他について、道路を含めてね、現地を見回るということを、ぜひひとつ日程の中に加えておいていただきたいというふうに申しておきます。

吉山会長

そがん暇もあろうかいという話もあるんですが、せっかくの提案でございます。友好的協議を進めながら、そういったものが盛り込めないかどうか、幹事会等々で検討をしていただくようにしたいと思います。ありがとうございました。

それでは、協議第1号につきましては、確認を先ほどしたとおりで進めてまいりたいと思います。

次に、協議第2号 合併の方式について協議をお願いいたしたいと思います。

合併の方式について、事務局から説明をいただきます。

大久保事務局長

それでは、先ほど確認されました協定項目の一つになるわけでございますけれども、協議

第2号ということで、合併の方式について御説明をいたします。

協議第2号の議案の1ページをご覧くださいと思います。

合併の方式について、次のとおり提出するというものでございます。

合併の方式に関することですが、松浦市、北松浦郡福島町及び同郡鷹島町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とするというものでございます。

まず、この合併の方式でございますけれども、新設合併と編入合併という二つの方式がございます。

新設合併は、合併するすべての市町村を廃して、新たに市町村を置く場合をいいます、これは対等合併とも言われております。新設合併につきましては、新たに市町村を置くこととなりますので、合併に必要なあらゆる項目についての協議、調整が必要になってまいります。

また、編入合併につきましては、市町村の区域の全部もしくは一部を他の市町村に編入する場合をいいます、吸収合併とも言われております。

今回御提案申し上げております合併の方式につきましては、松浦市、福島町、鷹島町を廃しまして、その区域をもって新しい市を設置する新設合併方式を採用しようとするものでございます。

この合併の方式は、基本的協定項目として今後の協議の土台をなすものでございますので、今回優先して議論をお願いいたしたく、御提案を申し上げておるところでございます。次回、御協議、御確認いただきたいというふうに思っておるところでございます。よろしくお願いいたします。

吉山会長

ただいま協議第2号 合併の方式について提案説明がございました。

基本的には次回調整、協議をし、方向づけをしていくということでの提案がございました。

それと、新設（対等）合併ということで提案があったところでございます。

今の説明につきまして、質問を受けたいと思いますが、何かございませんか、御異議も含めて。はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島町の田島でございます。ただいま御提案なされました新設合併、いわゆる対等合併ということで、私たちはぜひこの方法で進めていただきたいと、このように思っております。

よろしくお願いいいたします。

そこで、ちょっと一言申し上げさせていただきますけれども、これ9月の下旬にチラシが配られております、松浦市で。この中でちょっとこう気になることを書いてあるとですが、このことについて若干言わせていただきたいと思います。

それはですね、大体松浦市民の方が鷹島町のことを破産状態の町だと、こう思われているんじゃないかというようなことでございまして、ちょっとこうおかしな文書で、相当勉強もされておられるようございまして、そのようなことを書いてあります。このことはほとんど松浦市民の方々も御存じじゃないかと思いますが、鷹島町の財産ということに対して破産状態と表現されたことは、私、初めてなんです。ここで皆さん方、そんなら鷹島町の財政状態はどのようになっておるかと言われれば、確かに借金があります。申し上げますと、大体借金が70億円あります。71億円というのが、これは結局、15年度の決算でございまして、これは一般会計、特別会計、そうすると企業会計、全部合わせての借金でございまして、この71億円の私たちは大した借金じゃないというような考えをしておりますが、この71億円の借金をしておりますけれども、交付税で措置していただくのは約68.94%ぐらいですよ。あるんです。そしてあとの分が32%ぐらいですか、ぐらいが自己財源で返済をしなきゃできないというようなことでございまして、数字を申し上げますと、71億円の中で幾らですか、26億円ぐらいが自己財源、あとの分は国がちゃんと責任持って返しますよという財源が45億円になりますので、誤解をされては困りますので、皆さん方に御報告をしておきます。このことは町村はほとんどこういうことで財政のやりくりはされておると思っておりますので、そんなに破産状態とかなんとかと言われても失礼じゃないかなと私は思っておりますので、そのことについて松浦市民の方は特にこのことは御理解をいただきたい。

そして、やっぱりこの71億円も借金しておりますれば、鷹島はほとんどできております。ダムもあります。畑総事業も隅から隅まで給水施設ができております。これ100%できております。上水道も100%、下水道も40%ぐらい完成しております。漁港にしても100%完成、もうほかにするようなところはあんまりないんですよ。もうそうすると、ごみ焼却場もございまして。やっぱりこれだけ仕事をすれば借金は出てきますよ。そういうことで、財産もかなりありますので、皆さん方誤解のないようにしていただきたい、このように思いますので、よろしくお願いいいたします。

吉山会長

御意見として報告も含めてあったところです。このことについては私も若干コメントしておこうと思います。

やっぱり市民皆様方にはいろんな御意見は確かにあるんです。その極端な例であるということはですね、事実、そういう文書が回ったということで、これははっきり言えると思うんです。市民の中には事の大小あれ、やっぱり結構財政ということに気になさる部分はあります、正直申し上げて。そういう状況の中で、じゃ、その内容はどうなのかというのがこれからの財政計画等々の協議の中で実は明らかになっていくわけでございます。そういった部分をしっかり調整しながら、明日に向かってどのようにしたらいいのかという視点の中で方向づけをしていけたらな、そういう思いを持っておるところでございます。

そのほか。はい、志水委員どうぞ。

志水正司委員

福島町の志水でございます。この議案につきましては、この合併の方式に関することについては賛同するわけでございますが、前回の1市5町の折に、これ私感じておったわけですが、協議確認済みのいろんな協定項目を再度、例えば要望書という形で出てきたことが2件あると思います。と申しますのが、新市の名称を決定した後に松浦市の方から要望書が出てまいりました。それから、議員の特例にしましても自治会連合会ですか、そういったところから要望書が出て、こうなりますと、やはり再協議をするということにもなってきて、いろんな時間的にもかなり継続協議という形で小委員会まで含めてやってきたことを考えましたときに、特に対等合併ということじゃないんじゃないかというような気もいたしております。そういったことで、今後の協議につきまして、例えば対等合併であるとするならば、その要望書等々の取り扱いについてどのようになされるのか、その付近についてお尋ねをいたしたいと思います。

吉山会長

これ1市5町の合併協議会が崩れた。その後、次のステージとして1市4町を何とかしたいな。その際に松浦の住民がどういう思いを持っておられるのかというのを尋ねたアンケートを実施したわけですね。その結果として非常に強い願いが二つの項目についてあった。ですから、一たん崩れた状況の中、1市4町も存在しない状況の中、その中で実はその要望書というのが明らかに実はなってきたわけです、市民の思いというのが明らかになってきた。そこで、1市4町を立ち上げ協議していく場合に、1市4町をこれから立ち上げて協議して

いこうとするならば、この住民の思いを再協議というステージの場で対応してくれませんかというのが実はこの今志水委員がおっしゃった流れであったわけですね。そういう状況の中で、実はそのことはまかりならんという声も強く出され、結果的に1市4町もなくなったわけでございます。

そういうことを考えていきますと、ちょうど存在しない空白の時期に、これから立ち上げようとするならば、このことについて協議をしてくださいよという動きをさせていただいたという、そのことを改めて認識しておく必要があると思います。その上に立って、実はこの部分、特に今日協議議題として提案されます事項については、松浦市の協議会の委員の皆さん方では協議をなさってきょうのステージにお見えでございます。そういった意味から、具体的に今の協議議題となっておる協議第2号についての松浦の御意見をちょっと伺いたいなと思っております。

寺澤委員

松浦の寺澤でございます。今、協議第2号の合併の方式についてを議題として議論が交わされておるところでございますが、実は申し上げますと、今までの協議会、一応この協議会で提案をされて、それをもってさらに我々の特別委員会の中にお諮りをして、そしてその中で集約したものを次回にお示しするというパターンでやってまいりました。

実は今回御案内のように、大変スケジュール的にも詰まっております。そういうこともございまして、特別委員会として今後の運営の方法等々につきましても、本日、提案をし、議論を重ねてきたところでございますが、ただ今のこの合併の方式等につきましても、この提案どおりでよろしいということで、私どもの議会の特別委員会としてもそういう方向でまとまったところでございます。

なお、その後、さらに一般の正会員の皆さん方と私どもの議会との協議会に今日参加しておる方々とあわせて合併研究会というものを立ち上げまして、その中でも意見調整をしてきたところでございます。

この協議第2号につきましても以上のとおりでございます。

吉山会長

よろしゅうございますか。はい。

じゃ、そのほか協議第2号について、御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

そうしましたら、これ御質問ないということで、協議、調整を次回という原則に照らして対応すべきでしょうね。はい、どうぞ田島委員。

田島委員

鷹島の田島です。この原則として提案、次の回に確認というような段取りになっておりますけれども、どうでしょうか。私は日程的に大変こう詰まっておると、こう認識をしておるとですが、この協議会で確認できるものはもう提案、確認というようなこともあっていいんじゃないかなというような感じをするわけでございますが、いかがでしょうか。

吉山会長

どうですか、福島町さん、松浦市さん。はい、どうぞ。

松永委員

福島の議長として答えますが、福島の場合はもう持ってかって再協議を議会にはしていません。報告だけしています、議会に。ですから、こういうことに決まりましたから了解してくださいとやっていますんで、ここで確認をする必要は私は福島の場合はありません。

吉山会長

いや、確認すればいい……

松永委員

いや、2回ここで協議したことを、また明るる次回にまた確認しよったでしょう、この前は。そういう必要はないと言っているんです。

吉山会長

はい、どうぞ。

椎山委員

鷹島の議長の椎山です。鷹島の場合も、今福島の議長が言われたように、ほとんど議員が4名出ておりますけど、私たちに一任されておりますので、改めて住民に報告する必要はないと思います。それなりの住民の方も責任を持って各地域から出てきておりますので、今日決められることは今日決めていただいて結構だと思います。

吉山会長

はい、どうぞ寺澤委員。

寺澤委員

松浦の寺澤でございます。福島町、鷹島町さんがそういう思いであられるということであれば、松浦としてもこの協定項目、合併の方式につきましては異存はございません。

吉山会長

それで、三つの自治体とも大体意思は一つのようにございます。合併の方式については新設合併とする協議第2号ですね、このことについてはもう今日確認しましょうね。

それでは、そういう動きでございますので、この部分は原則から外れてですね、提案、そして協議、確認という形をとりたいと思います。改めて、それでは質問はもうよろしゅうございますね、意見は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、この協議第2号 合併の方式については、新設合併ということで、提案のとおり本日をもって確認をしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それじゃ、そのように取り扱いをさせていただきます。

次に、協議第3号、協定項目の第3号になりますけれども、新市の名称に関することを議題といたします。

事務局から説明願います。

大久保事務局長

それでは、協議第3号の新市の名称について御説明をいたします。

この議案の1ページをお願いいたします。

新市の名称については、「松浦市」とするという提案でございます。

この新市の名称につきましては、先ほど合併の方式が対等合併ということで確認をされました。そういうふうなことから、従前の市町村がすべて廃されることから、新しい名称が必要となってまいります。この新市の名称については住民の基本となるものでありまして、また、住民の一体感を醸成するとともに、この地域の歴史や文化の継承、そして新たな創造に向けて重要な役割を担うものでございます。つきましては、本地域の歴史、文化を受け継ぎ、地域の総称としてこの松浦市という名称を御提案申し上げたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

吉山会長

ただいま協議第3号 新市の名称に関することについて、松浦市とするということでの事務局よりの説明がありました。

御質問、御意見ございませんか。はい、椎山委員どうぞ。

椎山委員

鷹島町の議長の椎山です。鷹島町の場合は、議会の全協の折にも松浦市ということで全員一致で決めております。うちはそういう事情になっておりますので。

吉山会長

はい、どうぞ。

松永委員

福島松永でございます。万感の思いを込めて一言申し上げます。

実は去る1市5町では大変な論議を呼んだところであります。ただ、私もそのとき申し上げたんですが、この松浦という地名がね、消えることが歴史的にも大変な大きな意味があるということを申し上げたりしたことがあります。ですから、この松浦市という名称については依存ありません。

ただ、この協議会を立ち上げるときに御遠慮なさって、北松浦東部だったか、協議会としましょうかということがありましたが、私は松浦地域合併協議会でよろしいという提案をしたところであります。その思いを込めてひとつ松浦市ということに我々は大いに賛成をして、住民に徹底をされていくと思っております。

以上。

吉山会長

今、鷹島、福島それぞれから、松浦、今の提案どおりでいいということで、松浦は異議ございませんか。異議ですか、はい、どうぞ寺澤委員。

寺澤委員

松浦の寺澤でございます。ただいま鷹島、福島の両議長さんの方から大変ありがたい賛同の言葉をいただきました。私ども松浦といたしましても、もう名称につきましても松浦市ということをつけていただければこの上もないことだということで、議会も挙げて賛同をしておるところでございますので、そのような形で決めていただければまことにありがたいと、こう考えております。

吉山会長

ほかの委員の皆さん方、はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口でございます。議会の方から松浦市でいいという審議なされよるわけですけど、その前ですね、松浦市で私も結構と思いますけれども、前は名前を募集している。時間がなかけん、今回はなされているのかわかりませんが、その辺も含めて説明いただきたいということと、素直に松浦と中で決まったかもしれませんね。平仮名だったり、新松浦市だったりという、そういうふうな話がなかったもんかですね。何もなし異議なしではちょっと、私も新しいまちが始まりますから、その辺何か幹事会等で何かそういうアンケートとか、そういうふうな話がなかったものか、ちょっとお尋ねいたします。

吉山会長

事務局どうですか。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。今、新市の名称につきましては幹事会で議論をいたしたところでございますが、今、鷹島町、福島町の議長さんからもお話がございましたとおり、大方そういう御意向だということ踏まえまして、幹事会といたしましてもすんなりこの協議会は松浦市ということで新市の名称を提案したらどうかということで協議が調い、本日の提案となったところでございます。

吉山会長

はい、どうぞ山口委員。

山口委員

福島町の山口です。そしたら、ほかに別に名前は上がらなかったということですね。この字も含めて、漢字も平仮名も含めて。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。そのとおりでございます。

吉山会長

よろしゅうございますね。

そのほか。

そしたら、どうでしょう。ほかの名前がどんどん上がっている状況であるとすれば、また

山口委員の御懸念という部分も配慮しないといかんとするんですが、はい、どうぞ。

山口委員

私は議会の方だけ意見を聞かれて、それを素直に私たちが認めんばかというのが少し不服があるわけですよ。これからどンドンどンドンこの協議が始まっていくと思います。すべて時間がないから議会でと言われたら、私たちこの場に何しに来たか。ただ聞くだけで、手挙げるだけで、なってくるような感じがするわけですね。もう松浦市がだめというわけじゃありません。これは私も大賛成です。

吉山会長

そこで、議会の御意見を聞き、ほかの委員さん方はどうですかということで私も御意見を聞こうとしたところでございます。これからは議会の委員さん方中心でということじゃなく、もう協議会委員の皆さん方は同じ対等のお立場でございまして、そういった発言の機会、御意見を伺う機会というのは、私も意を配してこの協議会を運営してまいろうと思います。はい、どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。誤解のないように一つつけ加えておきたいと思います。

議会が議会がということは、もちろん私も議会の特別委員会の委員長をしておる関係もでございます。ただ、今協議議題にのっているものにつきましては、一般の方々から4名この協議会に出席をいただいております。その方々とも意見の調整をやって実はここに臨んでおるところでございますので、そういうことでよろしく申し上げます。

吉山会長

そしたら、協議会の運営のあり方という部分ですから、そのところはそれぞれの御意見を伺いながら、私なりにこれからの運営に努めてまいりたいと思います。

今、協議第3号ということで新市の名称ということで、それぞれのお立場の意見を聞いたわけです。決して新市の名称松浦ということで異論のある方はなかったようでございます。特にございませんかね。はい、どうぞ。

田中委員

正当な確認をしなきゃいけないと思いますので、市民の代表としては私は異論はありません。松浦市で結構です。

吉山会長

はい、森委員どうぞ。

森委員

鷹島の森でございます。私たちはこの協議に当たる前に、3日前、4日前ですか、その協議をしたわけです。これでいいか、いろんな異論はないかということで確認は確かに議長から聞きました。そのようなことで、私たちは鷹島の場合には皆さん方御承知だと思います。そのようなことでございます。

吉山会長

そのほかございますか。はい、永田委員どうぞ。

永田委員

福島町の永田と申します。本当にここですんなりと松浦市となっておりますけど、もうそれでもいいんですけど、何かちょっぴり寂しいなって。「新」ぐらいつけてほしかったって感じですよ。新松浦市とかね。何かもうその場で決まっっていて、少し寂しい思いがしますけれども、でもよかです。よかです。

吉山会長

はい、太田委員さんどうぞ。

太田委員

福島町の太田です。新市の名称で今皆さんいろいろ言われておりますけれども、私も松浦市で結構かと思っております。よろしく申し上げます。

吉山会長

そのほかに、はい、どうぞ。前田委員さんどうぞ。

前田委員

福島の前田です。新市の名称は松浦市ということで、私もこれでいいんですけども、その前に、やはり山口委員の方からありましたけれども、アンケートあたりをとる時間がなかったのかなと思っておりますけれども、その辺はどがんでしょう。

吉山会長

はい、幹事長どうぞ。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。幹事会でそういうアンケートをとったらどうかとか、公募をしたらどうかとか、そういう意見もなかったものですから、今回、この提案をさせていただいたわけ

でございますが、今そういう御意見がございますので、このことについてはもう提案させていただいておりますが、今後、協定項目の提案する場合については、前回こうだったからということじゃなくて、やはり新たな気持ちで幹事会で議論をして提案をさせていただきたいというふうに思っております。今回はこのことについてアンケートとか、公募だと、そういう話は出てまいりませんでした。（「議長、よかですか」と呼ぶ者あり）

吉山会長

いいですか。はい、どうぞ宮本委員。

宮本委員

私も前回委員でありましたんで、その経過報告もしながらね、何で松浦市にすんなり決まったかということをお報告申し上げますけれども、1市5町のときにね、非常にもめたんですね。もめて、そして西九州市かな、西九州市と松浦と北松浦市、三つをね、どうするかで話あったんですね。そして、合い中をとって北松浦市になってたんですよ。これで決まったんですよ。そうして決まったんですけども、北松浦市とは何事かという松浦の市民の皆さんから出てきて、そしてごちゃごちゃごちゃごちゃになった。ここで決まったわけですからね。そしてその命名した方にも賞金もあげて、もう市長から渡したわけですね。ありがとうございましたと。そうした後に北松浦市とは何事かとなって、ごちゃごちゃもめまして、それがゆえにね、鹿町と江迎は離れたんですよ、はっきり言うて。それ以外何もないんです。せっかく決まったものをなしてひっくり返すかという話ですよ。しかし、松浦の方が「北」は入れんでよろしいと、松浦のそのままでよろしいという話が出てきておるわけです。

そんなことで、もう福島と鷹島の場合はね、別に松浦市すんなりいっても依存はありませんということだったんです、その1市5町のときから。あんまり異論はなかったんです。それで、三つ離れたわけでしょう。田平が先に離れて、鹿町、江迎離れたわけでしょう。もうよかたいと。早うもうごちゃごちゃせんで、もう早う決めようやなかか。で、福島も鷹島も議会を開いて、そしてすんなり松浦市で決まったわけですね。決まったから、これで決まったということじゃなくて、それを皆さんに御披露しているわけですから、おれ初めて聞いたばい、それはけしからんということであればどんどん意見を出してもらっていいわけですが、松浦市で悪くはないと思うんですね。私はそう思うんです。ですから、松浦の人に言う必要はなかとすな。福島と鷹島の方が賛成するかどうかということです。よかつてしょう。よかたいな。

吉山会長

ありがとうございます。とりまとめをしていただきましてですね。

それでは、大方もうこの部分はまとまったのかなという認識をしております。幹事会あたりは原則に照らして次回という声も裏でちょっと聞こえはおるんですけども、どうでしょう。ここで確認してよろしゅうございますね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第3号 新市の名称に関することについては、事務局から提案のありました原案のとおり松浦市とするということで、本日確認をさせていただきました。そういうことにいたします。

じゃ、ちょっと若干休憩とりましょうかね。5分ほど、トイレ休憩を。

午後4時30分 休憩

午後4時40分 再開

吉山会長

それでは、再開をいたします。

次に、協議第4号（協定項目4号）の新市の事務所の位置に関するについてを議題といたします。

事務局から説明願います。

大久保事務局長

それでは、協議第4号、議案の1ページをごらんいただきたいと思います。

新市の事務所の位置についてでございます。

新市の事務所の位置については、松浦市志佐町里免365番地とするという御提案でございます。なお、この365番地というのは現在の松浦市役所の位置でございます。

先ほど対等合併ということで、その確認が終わっておりますけれども、これによりまして、現在の松浦市、福島町、鷹島町が廃されまして、新しい市が設置されることになるということは先ほど申したとおりでございます。

当然新しい事務所の位置というものを定めることとなります。これはまた条例で定めなければならない事項となっておりますのでございます。

そしてまた、さらには今後協議、検討を行っていく新市建設計画や電算システムの統合等、

一番基本となる事務所の位置を先に皆様方に協議、確認していただいた方が、これからの協議を考えた際に円滑に進むと考えまして、これも今回提案をいたしておるところでございます。

この事務所の位置につきましては、地方自治法の規定の中で第4条第2項の中に、事務所の位置を定めるに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について考慮しなければならないというふうな規定がございます。そういうことで、機能や効率等ですね、総合的な判断をもってこの事務所の位置を決定すべきと考えるものでございます。

次の2ページの調整内容表では、現在のそれぞれの市役所、役場の施設の概要と主な公共施設等への距離等を載せております。福島町や鷹島町との地理的な条件や交通の便を考えまして、さらには、現在あるこの役所の施設の規模や駐車スペース、こういったものを考えた場合においても、現在の松浦市役所がまだ建設年次も56年ということで23年なりますけれども、当分まだ使用可能でもございますし、一番広くて最も効率的でかつ適当であると思われまます。したがって、先ほど申し上げておりましたとおり、現在のこの松浦市役所の位置を新市の事務所の位置ということで今回御提案をいたしたところでございます。

なお、この2ページの下の方には支所、出張所というようなものを載せております。松浦市にのみ4支所、1出張所でございます。現在の役場等につきましては、当然今本庁でございますけれども、今後、支所というふうな形での協議等が出てまいりますけれども、これにつきましては、事務機構及び組織に関することという協定項目が別にございます。ここの部分で御協議いただきたいと思っております、今回は新市の事務所の位置のみを御協議いただきたいというふうに思っております。

なお、次の3ページには世帯数や人口などを参考資料として作成しておりますので、これについてはお目通しいただければと思います。

以上で説明を終わります。

吉山会長

ただ今協議第4号 事務所の位置について、事務局より説明がありましたが、今の松浦市役所を事務所とするという、そういう内容の説明でございました。

御質問、御意見を伺いたしたいと思います。異議なしということによろしゅうございますね。異議なしというのは、あえてまた次回までということもどうかと思っておりますので、この事務所

の位置につきましては、ただ今の事務局の説明、原案のとおり決定して確認してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは協議第4号 事務所の位置につきましては、原案のとおり確認をいたします。

次に、協議第5号 新市建設計画の作成に関すること（その1）について議題といたします。

事務局より説明願います。

大久保事務局長

協議第5号の議案の1ページをご覧いただきたいと思います。

新市建設計画の策定方針については、別紙のとおりとするという御提案でございます。

ちょっと説明に当たりまして、まず資料の4ページをちょっとお開きいただきたいと思えます。

ここには、この市町村建設計画に関する合併特例法の規定ということで載せております。

新市の建設計画は、この合併特例法第3条で合併協議会で作成することとされており、また、同法の第5条第1項で基本方針、根幹となるべき事業、公共的施設の統合整備、財政計画に関する事項について作成することと規定されております。

この建設計画は、市町村の合併に際し、合併関係市町村の住民や議会に対して合併市町村の将来に対するビジョンを与え、合併の適否の判断材料となるもので、合併市町村のマスタープランとしての役割を果たすものでございます。

今回提案申し上げますのは、建設計画の策定方針でございます。建設計画の策定の目的といたしましては、特例法第5条第2項に、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、合併市町村の一体性の速やかな確立及び住民の福祉の向上等を図るとともに、合併市町村の均衡ある発展に資するよう適切に配慮されたものでなければならないと規定されております。

また、計画の構成といたしましては、新市を建設していくための基本方針、それから、基本方針を実現するために新市及び県が実施する予定の主要事業、それから、公共的施設の統合整備及び財政計画となっております。

手続といたしましては、合併協議会が県に協議した上で作成し、総務大臣及び県知事へ送

付することとなっております。

戻っていただきまして、2ページをお願いいたしたいと思っております。

今回提案申し上げますのは、新市の建設計画を策定していくに当たっての基本方針でございます。

この策定方針（案）では、先ほど御説明申し上げました合併特例法の規定を踏まえまして、大きく六つの項目を掲げております。

一つは、策定の目的といたしまして、「本計画は1市2町の合併後の新市のソフト、ハード両面を含めた、まちづくり全般のマスタープランとなるものであり、本計画の実現を図ることにより1市2町の速やかな一体性の確立を促進し、魅力ある地域づくりと住民福祉の向上及び新市全体の均衡ある発展を目指すものとする。なお、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については、合併後の新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとする。」といたしております。

2の項目で、計画の構成は、「本計画は、新市を建設していくための基本方針、また、基本方針を実現するための主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画を中心として構成する。」といたしております。

3の項目では、計画期間を「本計画における主要事業、公共的施設の統合整備及び財政計画は、合併後概ね10年間について定めるものとする。」といたしております。

4の項目では、留意事項として、「新市建設の基本方針を定めるに当たっては、将来を展望した長期的視野に立つものとする。」とし、5の項目で、「公共的施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域のバランス、さらには財政事情を考慮しながら逐次整備していくものとする。」として、最後の6の項目で、「財政計画については、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意して策定するものとする。」として、財政計画における留意事項をうたっております。

3ページでございますけれども、ここでは、参考資料といたしまして、建設計画に係るスケジュールの目安を添付いたしております。この新市建設計画につきましては、前回の北松浦1市5町におきましても作成をしたところですが、策定の流れといたしましては、まず、今回提案いたしております策定方針を決定していただくこととなります。それから、まちづくりのための住民の意向を把握するために、前回、1市5町のときに実施いたしましたこの

アンケート調査を活用いたしまして、その中から1市2町における集計を行い、そしてその調査分析を行った後、新市のまちづくりの基本コンセプトの設定、あわせて計画に盛り込む事業の検討を経まして、11月中には素案を作成して、そして来年の2月上旬には地域住民への説明会、県への正式協議を経て、2月末いっぱいまでにはこの建設計画の決定をいたしたいというふうなことを考えておるところでございます。

この作業手順につきましては、作業の進みぐあいでは若干の変更は出てくるものと思っております。この流れの中で、その節目ごとに新市建設計画の取扱いのその2、その3というふうな形で皆様の協議会にお諮りいたしまして、逐次状況報告をしまいたいと考えております。

なお、計画策定に関しましては、主導的には専門部会等で作業をしまいますが、今回も民間業者に委託しまして、そのノウハウやデータ等を生かしながら策定をしまいたいと考えております。

今回提案申し上げておりますこの策定方針につきましては、今後のスケジュールとの兼ね合いもございますし、法の規定を踏まえて策定方針（案）として掲げたものでございますので、この件につきましては、本日の協議会で御協議いただきまして、御確認をいただきたいと考えております。

以上で策定方針につきましての説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

吉山会長

ただ今協議第5号 新市建設計画の作成に関すること（その1）として説明がございました。

今回の（その1）の内容ですけれども、新市建設計画の策定方針について六つの視点をもって新市建設計画に臨むという内容のものでございます。その方針を後のスケジュールの関係もありますので、本日確認をしていただけたら、そういう内容の説明、提案がございました。

ただ今より質問、意見を受けたいと思います。基本方針はこの六つの方針で進めていくという、具体的な内容については、これから先、細部についての協議、調整というものを最終的には2月末をめどにつくり上げていくというものでございますが。ありますか、はい、どうぞ松瀬委員。

松瀬委員

松浦市の松瀬でございます。この新市計画策定に当たっての基本的考え方として、今、各自治体が持っております基本構想、基本計画、実施計画というのをそれぞれお持ち合わせだと思えます。これらを基調とされるのか、新しく創造、そして計画をされるのか、その点についてのお考えをただしておきたいと思えます。

吉山会長

はい、事務局どうぞ。

大久保事務局長

当然今からこの1市2町が一つになったときの計画をというふうなことでございますので、現在のそれぞれの基本構想等をですね、その理念をやっぱり基調にしながら作成をしていくというふうな気持ちでございます。

松瀬委員

そこで、現在もう既にこの基本構想、基本計画に基づく実施を各自治体なさっておられると思うんです。それらを一応参考にされるというような土台があろうと思えますけれども、そのすり合わせと申しますか、そうしたものも必要ではないかと思えます。一応現在のその持ち寄って、それを一つのものにつくり上げていく、そういう方向が基本になるうというふうなことでございますけれども、やはりその前にですね、事務担当においてのすり合わせが必要じゃないか。そのすり合わせたものを一応お示しいただくというのが基本にならなければ、皆さん方が論議をするにも部材がなくなると、ないというようなことでどうにもならないと思えますが、その点をひとつもう一回確認をしておきたいと思えます。

吉山会長

はい、どうぞ。

大久保事務局長

当然この計画の中に掲げるものとして新市における主要事業と申しますか、まず基本方針を定めるわけですが、基本方針を実現するための主要事業を決めていかななくてはなりません。それをやはり決めるためには、やっぱり現在の1市2町それぞれの自治体においてどういうふうな計画を現在お持ちかというのをやはりどうしても基本になると思えます。そういうふうなところから、まずその集約作業を事務方の方で行いまして、ある程度そのすり合わせ等もできたところで、皆様の中にはそれも御提案しながら、建設計画の作成の参考にしていただきたいというふうに思えます。

吉山会長

はい、どうぞ。

松瀬委員

大変くどいようで恐縮でございますけれども、松浦市の場合はいわゆる既にもう対等合併確認したところでございますけれども、それらにつきましても、やはり財政上の問題にいたしましても、この振興計画にいたしましても、大変それがどう動いていくのかということに大きな関心を持っておるのが実態でございます。住民皆さん方もこの計画が、市長がよく説明されておられますが、松浦市の基本構想をそのまま持って行って実現するようにいたしますと、こう言われておるんですけれども、各自治体それぞれ基本構想、基本計画もお持ちでございますので、ただ、松浦市のみが一点張りでこれを突っ走るわけにはまいらんというように思うわけでございまして、したがって、すべての物事をやはりすり合わせて調整をしなければ、基本構想をそのまま持っていくという説明だけで市民は納得できない。やはり三つを合わせなきゃいかんと、こう思うわけですから、特に慎重に取り扱いをお願いしたい。これ要望をしておきます。

吉山会長

はい、一応私の分も出てきたようです。

まさしくおっしゃるとおり、3自治体の総合計画というもののすり合わせの中から1市2町の将来を決める新市の建設計画というものがつくり上げられていくものでございます。その際に、私は松浦市は松浦市としての総合計画をきちっと持っておりますので、そのことを新市建設計画の中に極力反映させる努力をしていきますよというのが松浦市長としてのスタンスでございます。そういった意味合いで今日まで申し上げておまして、それはそれぞれ首長さんはですね、町長さん方は自分たちが歩んできた道、これからもまだ課題として残っておる部分をどう新市の建設計画に活かしていくのかというのは、また当然のことながら責任としておありのわけでございます。そういったことを踏まえて、新しい方向づけをこの協議の中で見つけ出していく。そのことをもって住民皆様方の将来どうなるのかという、夢と希望を与えられるようにしていくのが私たち全体のこの協議会の務めではないのかな。御意見ありましたことを十分踏まえながら、この協議に当たってまいる必要がある。そのことをコメントしておきたいと思えます。

そのほかに。はい、どうぞ田中委員。

田中委員

松浦市の田中です。お願い事なんですけど、建設計画の基本構想とか、そういうのを文面に並べられているときに、必ずわけのわからないというか、住民には片仮名の文字がわからない、意味がわからないという方がいらっしゃいますので、なるべく正しい日本語の横文字を書いていただきたいと思います。こちらの方でも住民はわからないなという言葉がちょっとありますので、ソフト、ハードはわかります。マスタープランはわかりません。それと、コンセプトもわかりません。そういうふうにちょっと住民の立場も考えられて、少し日本語を、横文字じゃなく、日本語を入れられた方がいいと思います。

吉山会長

はい、わかりましたという事務局の答弁。

ただ、横文字ももうそれが通用語になって、日本語に当てはまりにくいやつも実はあったりということあるんですが、まあ、そのことは別にして、基本的にわかりやすい表現を使うということに心がけてまいる必要があるかと思います。はい、田島委員どうぞ。

田島委員

この新市の建設計画でございますけれども、これは1市5町のときもこれは大変小委員会に付託をされて議論された経緯がございます。私もこの中に入ったことがあるわけですが、やっぱりここでマスタープランということでございますので、基本的にはもうこういうことを基礎にしてやりますよということでございますので、私はこれでいいと思います。もう次から出てくるのが問題ですよ。農業振興をどうするのか、漁業の振興をどうするのか、そうすると、商店街の振興をどうするのか、こういう今度は項目が列挙してきます。そのときに難しい問題になってきますので、そのときに本番の審議になろうかと思います。私はこの基本計画には依存ございません。そういうことで、次からが本番になりますので、基本計画としては言うことないと思います。

吉山会長

そのほかございますか。どうぞ、池水委員。

池水委員

松浦の池水です。ちょっとこの建設計画でよくわからないところがあるんですけども、先ほどから出ているマスタープランをここで策定すると。そしてその1項めの最後の方に「合併後に新市において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとする。」と。

ここで決めたマスタープランは新市にどうやって引き継がれていくのかという、どれくらい制約がつくのかということがちょっとよくわかんないんですが、そこら辺のところを説明していただけますか。

吉山会長

はい、どうぞ。

大久保事務局長

この新市建設計画というのは、新市の合併後のまちづくりの計画ということで、ハード面もソフト面も含めた計画というものをつくるわけですが、マスタープランというのが基本的なまちづくりの方針というふうな、和訳すればそういうふうなことになるかと思っております。そういうふうなところで、当然これは合併協議会でつくらなければならないというふうなものになっておりまして、ここでつくったその方針を新市にそのまま当然引き継いでいきます。そしてその引き継いだ中ですね、さらにもっと細かく具体的なものといまして基本構想、基本計画、実施計画というふうにも、最終的にはいつ何をするかという細かいところまでを新市において決めていくという、そういうふうなところでございます。

池水委員

当然のことながら新市になると新しい首長さんが出てこられるわけですね。首長さんの方針という部分が新たな方針が当然出てきますよ。今回決めたマスタープランと新たな首長さんが出てきた場合の別のプランとの整合性とか、そういう部分のところはどうなるんですか。その新たな首長さんも必ずこのマスタープランに従ったところで遂行していくというような形になるものなのか、そうじゃないんだよという形になるものなのか。

大久保事務局長

まず、合併後の結局マスタープランということでこの新市建設計画はつくるわけですから、当然やはり新市の首長さんとして出られる方もそれは当然頭に置いて出られると思います。

ただ、すべてそのとおりいくかどうかというのは現在の段階ではやっぱりわかりません。やはりその方のお考えというのもありますでしょうし、それは新しい議会の中で議論が十分なされると思います。当然議会といえば住民の皆さんの代表として出られるわけでございますので、当然この新市建設計画というのは変更はできるようになっております。10年間の計画を立てますけれども、新市建設計画を10年間立てますけれども、合併するまではこの合併協議会の中で変更することはできますし、合併した後は議会に変更するようになっておりま

す。議会で変更するという事は、それだけやっぱり中身が重要だということですから、首長さん一人だけの意見で勝手に変えられるというものではないというふうに認識していただければと思っております。当然議会の了解がないと変えられない、そういったものでございます。

以上でございます。

吉山会長

よろしいですね。当然新市にこれはもう引き継がれます。当然のことながら制約を受けます。その制約を外すについては議会の議決が必要です。また、議会の議決が必要だということは、住民皆様方の意思というのが働くわけでございます。そういった形の中で、私どもとしては制約を受ける重要なプランだというとらえ方をいたしております。

だから、加えて申し上げておきますと、例えば対馬の合併、対馬市が起こった際に、助役6人でしたかね、7人ですかね、協議会の中で決めておりました。決めておりました。確認をされておりました。新市建設計画とはちょっと違うんですが。その結果として住民皆様方の動き、それから、新しい首長さん、そういった形の中で協議が進んで、そのことについては議会の中で変更という動きがあったという、その事例が言えると思います。私が勝手にしますということには対馬の松村さんもしておられないということですね。はい、どうぞ。

池水委員

確認だけです。

ある程度拘束力があるんだというふうにとらえておっていいということですね

吉山会長

はい。

そのほかございませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

議論も出尽くしたようでございます。

それでは、このことの確認をいたしたいと思います。

協議第5号 新市建設計画の作成に関すること(その1) 策定方針(案)につきまして、原案のとおり確認してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

よろしいですね。ありがとうございました。

それでは、協議第5号 新市建設計画の作成に関すること(その1)につきましては、原案のとおり確認させていただきました。

以上で本日の協議事項は終わりましたが、ほかに皆様から何かありましたら意見を伺いたいと思います。はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。今日の協議内容とは別の形になりますが、今日の協議会の冒頭でも出ましたように、田平の件ですが、田平の件に関する松浦の立場は、先ほど市長の説明により、鷹島、福島の方々も御理解していただいたと思います。また、宮本町長よりも1市2町よりは1市3町の方が合併効果は大きいんだということは当然のことだというお話もありました。

したがって、私は、実は明日から田平町は住民投票が始まります。そのことはもう皆様も御存じかと思うんですが、よりよい合併を目指すために、この合併協議会としても田平町に何らかの形のエールを送れないものかなと実は思っております。そこら辺はだめでしょうか。

吉山会長

今そういう提案があったところですが、どうですか。(「私の意見としてはそういうことです」と呼ぶ者あり)意見としてそういう気持ちがあるけれどもということで、あえて強くお願いするというでもなさそうでございますので、そういう動きがあっただけということを御理解賜っておきたいと思います。

このことはまた協議会として行動する云々というのは多少やっぱり無理があろうかと思えますのでですね。今日のところはそういう状況でとどめておきたいと思います。

宮本委員

エールを送るなんてとんでもない話。あなた考え方間違っている。1市2町でスタートして、さらにあそこがね、松浦の方が多かったというときに、初めてそこで話し合いをしてよかね。1市2町はどんどん進めなきゃいかんわけ。それエールを送るとんでもない。ここを蹴って出ていったんですよ。あなたはこの前おらんからわからんけど、一番最後に出てきてよ、しっちゃんめっちゃかして出ていったんだよ。例えば、自分の嫁さんがね、嫁に来て、いんにゃ、もうこがんとおらんばいて出ていったやつをまた迎える。それと同じことよ。これはもうちょっと意地を出さなきゃだめなんだよ、1市2町は。田平がどうしてもここに

来るというときに、そんなとき初めてね、手を差し伸べるかどうかというのはその後よ。

がしかしね、町長も議長も議会も全部平戸がいいと言うて平戸に行ったわけでしょうが。向こうで合併協議会進めているわけでしょう。そうして住民がというが、住民の一部のね、松浦に近い人たちがこっちがいいという人がおるかもしれん。それはおるたい、どこでもおるとたい、それは。おらんもんね。それをね、こっちいらっしゃいよて手を差し伸べるのは平戸、生月、大島に対して失礼だということね。これは田平も大半は向こうがいいとなっているわけだから。それは要らんことよ。

吉山会長

はい。そのこのところは微妙な問題を多くはらんでおりますんで、(発言する者あり)ここで、この問題を打ちどめをしたいと思います。(「市長がそう言うからおかしくなるんだよね」と呼ぶ者あり)

そのほかにございますか。(「余を残してって、残しておってよかとたい。ばってんね、1市2町で進めなきゃだめなんだよ。エールを送るとかさ、向こうが何かこっちに来たいからね、こっちから期待をしてね、どんどん何か、それはちょっとおかしいんだよ」と呼ぶ者あり)

はい、そういう今の場合でも少し議論の行き違い、すれ違いがっておりますのでね。(「ここではっきりしておかんばいかんよ、市長。会長、あなたは会長だから、松浦の市じゃなかとよ。会長だから」と呼ぶ者あり)だから、はっきりしておるわけです。その中でたまたまそういう動きができないのかということでございます。できないということでございますんで、区切ります。(「これはとんでもない」と呼ぶ者あり)区切りです。

はい、そのほか。特にございませぬね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

一応第1回の松浦地域合併協議会、ここで閉じさせていただきますけれども、言ってみましたら、協議のスタートの中です、お互いの気持ちのそご、そういった部分等々もあるわけでございまして、そういった分がある意味ではきょうは出されながら協議がされたわけでございます。そんな中で、協議項目も提案して次回にという部分も前倒しで実は確認をしていただいたことでもございます。次回からは原則に照らした行動をとらせていただきます

が、お互いにやっぱり腹に一物持った中での協議をいつまでもということでは、結果、合併後、よりよい地域づくりは難しいと思います。お互いに良識を持ちながら、なおかつ自分の思いというのをお互いに出し合いながら協議、調整をしていくという、お互いそういう気持ちを持って今後に当たっていただきたい。心からお願いを申し上げる次第でございます。

ともあれ、本日は幾つもの協議、調整が整ったところでございます。いろんな議論はありましたが、幸先のいいスタートだという、私はそういう認識をしながら、本日の第1回協議会を閉じたいと思っております。御協力いただきましてありがとうございました。これからもよろしくお願いをいたします。(拍手)

午後5時13分 閉会